

淀川水系流域委員会 第14回淀川部会

議事録 (確定版)

日時 平成14年4月5日(金) 13:30~17:30

場所 大阪会館 Aホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 14 回淀川部会を開催させて頂きたいと思っております。

司会進行は、庶務を担当しております、三菱総合研究所の方で務めさせて頂きます。私、関西研究センターの新田です。よろしくお願いいたします。

まず、ご報告と確認ですが、新しく河川管理者席にお座りになられた方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせて頂きたいと思っております。近畿地方整備局河川部の河川調査官、村井様です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせて頂きます。まず、「議事次第」と「発言にあたってのお願い」、資料 1-1「第 9 回委員会の結果概要 (暫定版)」、それから資料 1-2、資料 1-3、資料 1-4 として、それぞれ「委員会中間とりまとめ (案)」、「琵琶湖部会の中間とりまとめ状況」、「猪名川部会の中間とりまとめ状況」となっております。それから、資料 2「淀川部会中間とりまとめ (案)」、資料 3「委員会および部会の中間とりまとめの進め方」、大戸川工事事務所からの提供資料である資料 4-1「現状説明資料」、川上ダム建設所からの提供資料である資料 4-2「現状説明資料」、資料 5「自然豊かな淀川をめざして」、参考資料 1、参考資料 2、参考資料 3 となっております。

委員の皆さまの机の上に分厚いファイルを置いていますが、これまでの現状説明資料、委員及び一般からの意見等を取りまとめたものですので、参考としてご活用頂ければと思います。

本日は、後ほど、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定ですので、発言にあたってのお願いをよくお読みの上で、発言の方をお願いできればと思います。

それから本日、委員の方々に対しては、机にマイクを 1 つ置かせて頂いております。発言にあたってはマイクをお持ちの上、必ずお名前を冒頭でおっしゃって頂くよう、よろしくお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源をお切り頂くよう、ご協力お願いいたします。

本日は午後 5 時半終了予定となっておりますので、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

それでは、審議の移りたいと思っております。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

それでは、第 14 回淀川部会を開催いたします。

資料 3 をご覧頂きたいと思っております。これは、委員会と各部会の中間とりまとめを 4 月 26 日の委員会で全体として確定をするまでの間のスケジュールを一覧表にしたものです。前回の 3 月 14 日の部会後も、作業部会の委員の方には大変ご苦勞をおかけして、いろいろ意見が出た部分を修正し、淀川部会としての中間とりまとめ案をつくって頂いております。中間とりまとめ案については後ほど、前回に引き続いて、いろいろ議論を行って頂くことになっております。

資料 3 の真ん中に出ていますように、4 月 11 日に、委員会の委員と各部会の委員全員で

合同の勉強会をはじめて行います。合同勉強会の後には、各部会で少し時間をとって、合同勉強会での議論を受けて、各部会としての議論をすることになっております。

実はその後は、4月26日までの間、部会としては予定が入っておりません。従って、部会としての中間とりまとめについての皆さまの意見交換、議論は、実質的には今日が最終ということになります。もちろん、これは中間とりまとめですから、まだまだこれから、最終的な答申に向けての作業は続きます。後ほど、いろいろなご意見をお願いしたいと思っております。

議事次第には、第9回委員会の報告とありますが、先週3月30日に開催された委員会の内容は、資料1-1にある通りです。以前、この部会でも他の部会でも実施させて頂きましたが、一般の皆さまからご意見をお聴きする会を、委員会として実施いたしました。その後、委員会としての議論も行いましたが、その内容は資料1-2にあります。委員会としての中間とりまとめ案について議論がされたわけです。内容的には、また資料1-1をご覧頂きたいと思えます。

今日は、中間とりまとめ案の内容についての検討を行う前に、審議事項の2にありますように、現状に関する河川管理者の方からの補足的な説明を受けることにいたします。この説明は、作業部会の方からのご意見をもとにして決めさせて頂いたものです。これまで、中間とりまとめ案を検討する上において、説明を受けてない部分がありましたので、中間とりまとめの議論をするために必要だというところを、補充して説明して頂こうということで河川管理者の方をお願いをいたしました。これをまず先にお聞きしたいと思っております。

河川管理者の方には申し訳ないのですが、25分前後で説明をして頂いて、その後、委員から、説明内容についての質疑を15分程度行いたいと思っております。その後、中間とりまとめ案についての意見交換をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、後ほど説明させて頂きませんが、4月26日の委員会で中間とりまとめ案の議論が終わって発表がされるわけですが、それ以後の淀川部会としての活動内容やスケジュールも含めて、どのようなことをやっていくかということについても、ご意見をお聞きして、今後の大まかなスケジュールも決めさせて頂きたいと思っております。その点についても、皆さまからご意見をお聞きしたいと思っております。

それでは河川管理者の方から、説明をよろしく願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

河川管理者の方から提供頂いている資料は、資料4-1と4-2になっております。委員の皆さまはカラーですが、一般の方は白黒のパワーポイントの資料です。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田）

大戸川ダム工事事務所の所長の久保田です。

只今、寺田部会長からも説明がありましたが、大戸川ダムにつきましては現地調査も行

っておりませんし、特にこれといった説明もしておりません。

この流域委員会は現状の認識から始まって、課題は何か、対策はどうかという流れで進んできておりますが、その対策にあたる部分が河川整備計画の中心になると思います。ダム事業を進めるためには、必ず河川整備計画に位置付けなければならないということになっておりますので、河川整備計画の原案を出すに段にあたって、ダム事業につきまして詳しく説明する機会があると思っております。今日のところは、現状の一部ということで、現在の計画概要がどうなっているか、事業のこれまでの経緯について、スライドを使って、ご説明をさせていただきます。

まず、流域の概要ですが、これが全体の淀川の流域です。見にくくて恐縮ですが、大阪湾に注ぐ淀川は、桂川、宇治川、木津川の三川によって構成されております。宇治川は、上流の滋賀県に入りまして瀬田川、それから琵琶湖につながるわけです。大戸川は、琵琶湖の水位調節並びに流量の調節をしております、瀬田川の洗堰の直下流に合流する河川です。琵琶湖の流域と滋賀県の県域というのは大体一致しているわけですが、この大戸川は、上流が滋賀県の信楽町、栗東市、それから大津市を流れて、瀬田川に合流いたします。滋賀県を流れる川ですが、琵琶湖に合流せず、この部会の扱いにつきましても、他の滋賀県の川は全部、琵琶湖部会の範疇になりますが、大戸川につきましては淀川部会の範疇ということなのです。

これはもうちょっと細かく見たスライドですが、上の方に琵琶湖、それから瀬田川の洗堰、大戸川がどのように合流するというのです。それから、渓谷に瀬田川が入りまして、宇治市の直上流に既に天ヶ瀬ダムができています。大戸川ダムは、瀬田川の合流点からおおよそ10kmほど上流に建設を予定しているダムです。大戸川の流域は、合流点の近傍が大津市の田上盆地になります。それから渓谷に入りまして、上流域が、焼物で有名な信楽町になります。この信楽町は1万4,000人くらいの人口ですが、上流にこのような町が開けているというのも、この大戸川、大戸川ダムの特色の1つではないかと思っております。

こちらが信楽側、こちらが大津側ですが、ダムをつくり出すのは、このような渓谷が地形的にはダム建設に大変適したところということです。

これが大戸川の河川勾配ですが、下流部、合流点の田上盆地、それから上流の信楽盆地、この辺は大変勾配も緩いところでして、間の渓谷部が大変勾配がきついところとなっております。大戸川ダムは、瀬田川合流点から大体10kmくらい上流のところにつくられません。

大戸川の過去の水害について説明させていただきます。大戸川の特徴としては、非常に土砂流出の多い河川です。大戸川の流域は、太古の昔は大変美しい森林だったと言われておりますが、奈良時代にたくさんの寺院がつくられ、その際に用材が切り出されました。山の地質が風化した花崗岩で、一回木を切ってしまうと容易に植生が戻らなかったということで、かなり荒廃地、いわばはげ山になっているところがたくさんあったということです。「水七合に砂三合」とも例えられますように、水だけでなく土砂まじりの水であったということです。土砂災害の様相も呈していったということで、砂防と一体として、大戸川の治水が行われてきたということです。

過去、幾多の大きな被害を伴う洪水が起こっているわけですが、昭和時代以降でも、特に真ん中辺り、1953 年、昭和 28 年に 2 回大きな水害が起こっております。これは 8 月の洪水ですが、大戸川の一番上流に信楽町の多羅尾というところがあり、かなり局所的な観測不能に陥るような大変大きな豪雨がありました。山が崩れてしまう大変な土砂災害が起こって、死者も 44 名という大変な災害があったわけです。

それから、その 1 カ月後の 9 月の洪水は淀川水系全体で大変大きな被害があった洪水でして、大戸川につきましても、下流部で破堤を伴うような大変な災害が起きており、しかも流出土砂も多かったということで、水が引いてからも、土砂が田んぼや民家に押し寄せ、その除去、復旧に大変時間がかかったと聞いているところです。

それから最近では、昭和 57 年の台風 10 号による洪水ですが、これは昭和 28 年 9 月洪水に匹敵するほどの大きな洪水で、大戸川は破堤しなかったのですが、氾濫や橋梁の落橋の被害が出ております。ただ、この時は、後ほど出てまいります、砂防事業の進展によって、土砂の流出が比較的少なく、被害の形態がずいぶん違っていたということです。

それから、最近では平成 7 年、これはダムの上流になりますが、信楽町東盆地から溪谷に入る手前のところの黄瀬というところであふれまして、田畑の浸水被害が起こっているわけです。

これが昭和 28 年の 2 つの災害についての写真です。上の方が信楽町多羅尾の土砂災害で、家が土砂で埋まっているような状況です。下の方が昭和 28 年 9 月洪水で、大戸川が破堤、氾濫している状況でして、大量の土砂も、田んぼやら民家に押し寄せている状況です。上の方が昭和 57 年の洪水です。大戸川は破堤しなかったのですが、氾濫しております。これは石居橋というところですが、橋の上まで水がきて、落橋しております。それから先ほど言いました、平成 7 年の信楽町黄瀬における浸水の状況で、大戸川の氾濫によって田畑が浸水している状況です。但し、この時は比較的土砂の流出が少なかったということで、被害の形態も大分変わってきたということです。

大戸川は土砂流出が多く、土砂災害に対しても大変な被害を受けてきたというわけですが、これは大戸川流域だけではなく、大戸川から流出した土砂が瀬田川にも流れてゆくわけです。瀬田川に土砂が堆積し、瀬田川の水の流れが悪くなります。その結果、琵琶湖の水位が上昇し、琵琶湖沿岸の浸水も頻繁に起こったというようなこともあり、大戸川の砂防は淀川全体の問題だということで、明治以降、本格的に取り組まれるようになったわけです。

山の荒廃が一番問題であったわけですが、過去、先人はいろいろ苦労され、かなりの試行錯誤があったということです。比較的、緑が戻ってきたのは昭和に入ってから、しかも戦後が中心になるわけです。上のスライドは、ちょっと見にくいですが、これは田上山という山です。上の方は白っぽくなっており、植生のない荒廃地です。それが下のスライドでは緑が随分戻ってきているということです。昭和 57 年以降の水害については、土砂災害という上ではかなり効果が出ているということです。

ダム計画の概要ですが、大戸川ダムは特定多目的ダムで、平成 3 年に基本計画を決定されております。現在は、この計画に基づいて事業を進めています。当時の総事業費が 740

億円、工期は平成 13 年度、昨年度までに完成するというものでした。工期につきましては既に切れておりますし、事業費につきましては、まだ 740 億円を全部使ったわけではありませんが、大幅に増える、2 倍くらいになるのではないかと考えております。

ダム目的としては 4 つあります。洪水調節、大戸川からその下流、瀬田川、宇治川、淀川本川の洪水被害の軽減を図るということがまずあります。それから 2 番目が、流水の正常な機能の維持です。湯水時にダムから水を補給いたしまして、下流の農業用水を中心とします用水がありますので、用水が安定して取水できるということ、それから水質の保全とか生態系、生物の生息環境保全のための流量を確保するということです。水道につきましては、大阪府、京都府、大津市、それぞれ 1 日最大 3 万 4,560 m^3 、それから日量 1,000 m^3 の水道用水を安定して供給できるようにするということです。次に発電ですが、大戸川ダムの上下流に流れ込み式の関西電力の発電所が 2 つあります。ダムができるとつぶれてしまいますので、ダムの落差を利用して、ダム直下に新しい発電所を新設し、最大出力 3,000kW の発電を行うということです。

洪水調節ですが、制限水位方式といって、非出水期から水をかなり上げていくダムもあるのですが、大戸川ダムについては、洪水調節を行うための容量は常にあけておき、いざ洪水が来ると、そこに水をためて洪水調節を行うことになっています。計画でいくと、1,250 m^3/s の水を 1,000 m^3/s 調節いたしまして、250 m^3/s 下流に流すという計画になっております。

大戸川、瀬田川、宇治川、淀川本川に洪水調整の効果は及ぶということになっていますが、一番直接の効果があるのが大戸川ということです。昭和 57 年 8 月の落橋した石居橋の写真を照会いたしましたが、もし昭和 57 年に大戸川ダムがあれば、1.8m くらい水位が下がり、洪水氾濫はなかったのではないかとということです。

それから上水道ですが、淀川水系は利水上も大変重要だということで、水資源開発基本計画が定められております。既にでき上がった施設もたくさんあり、大戸川ダムもこの中の 1 つでして、川上ダム、丹生ダム、天ヶ瀬再開発、或いは猪名川総合開発とともに、水資源海開発計画の中の 1 つの施設ということで、先ほどの上水道が位置付けられているわけです。

ダムといたしましては、重力式コンクリートダムで、高さ 92.5m、総貯水量が 3,360 万 m^3 というような計画です。

事業のこれまでの経緯です。大戸川ダムにつきましては、昭和 40 年代から予備的な調査を行い、昭和 53 年から実施計画調査ということで調査事務所をつくっております。それから 10 年ほど経過し、工事事務所に変わっております。先ほど説明させて頂きました計画は、平成 3 年 3 月に基本計画を決めたわけです。ダムの場合、用地補償が大変多岐にわたるわけですが、その基準を決めるためのダム損失補償基準というものを、平成 6 年に受結いたしました。ダム貯水池の中に 55 件ほどの家屋があり、その補償基準によって、平成 9 年度までに新しい代替地に移転が完了しています。それから、つけかえ県道、工事用道路のような工事を現在行っているところです。

また、ダムの場合には水源地域に大変大きな影響を与えますので、水源地域の整備のため

に、水源地域整備計画というものを一定規模以上のダムでは決めることが多いわけです。昨年の 7 月に水源地域整備計画といったものが決められており、これから本格的に始まるということです。中身は、信楽町の下水道、つけかえ道路の道路改良分、或いは圃場整備といった内容です。

進捗状況ですが、家屋移転は 55 戸ということで、全て終わっています。それから用地取得、貯水池、つけかえ道路等で、全体で 200ha ほどあるのですが、3 分の 2 ほど終わっています。それぞれ、民有地が 85% 程度、国有林もかなりあるのですが、35% 程度です。関連工事としては、工事中道路とつけかえ県道が多いわけですが、工事中道路は大体 10km くらいある中で、完成したところと、現在施工中のところを合わせて、大体半分くらいです。つけかえ県道については全体で 12km くらいあるのですが、その内 30% くらいが、ほぼできているか、今現在工事中ということです。

家屋の移転状況ですが、家が固まって建っている集落がそっくりそのまま、新しい代替宅地に移りました。これにつきましては、大津市とか滋賀県の方で全面的なご協力を頂いて、代替地の造成を行って頂きました。

ダムがここにあり、緑色で書いているのがつけかえの道路、それから、赤で書いてあるのが工事中道路です。工事中道路は、ダムの資材の運搬や土砂の運搬で使って、つけかえ道路は貯水池の中にある道路を上の方につけかえるということです。また近傍で、第二名神の工事が、このダムの工事よりも一足早く本格化しており、現地に行かれたら大変よくわかるのですが、かなり大量の工事がこの地域で行われている状況です。

つけかえ県道ですが、非常に幅員が狭い道路でして、道路改良とあわせて行っているわけです。これが現道ですが、部分的に植生のないところがあります。落石等も大変多く、幅員を広げたり、安全対策をしたりと、道路改良としても大変期待されている面があります。

これが現道になります。現道から上の方に上がる進入路が新しいつけかえ県道です。橋梁が見えておりますが、これは高いところにつくるつけかえ県道で、こういった工事を行っています。

大戸川ダムは、環境アセスメントの手続きは行ってありませんが、昭和 50 年代からいろいろ調査を行っています。平成元年に、環境影響調査の報告書でとりまとめておりまして、滋賀県や大津市等に送り、意見を頂きました。陸上動物、水生動物、付着藻類、哺乳類、鳥類、魚介类等々、調査を行っています。それ以後は、しばらく調査していなかったのですが、最近、工事も本格化するということと、実はそれほどたくさん調査をやっていたわけでもなかったので、ここ数年で、かなりの調査が行われてきているところです。

現在、工事中道路の工事が中心になっています。生態系の専門の方から助言を頂きながら、こういった工事を進めているということで、ご紹介させて頂きます。

ちょうどつけかえ県道が通るところに、湿地帯が発見され、以前のルートではまともにこの湿地帯をつぶしてしまうということだったので、ルート自体を川側へ出し、湿地帯を避けるルートを決めました。

たくさん谷部があるわけですが、こういうところは水があり、動植物の比較的良好な生

息環境になっているため、本当はここに橋脚を立てるのはバランスがよいわけですが、生態系保護のために外したという事例もあります。

それから、道路工事に伴って濁水が出てくるので、川へ水が出る前に沈砂地を設け、ここである程度砂を沈殿させてから、川へ流れ出るような工夫をしています。

これは、つけかえ県道のパスを入れています。このようなところに植生があり、つけかえ県道がつくにあたっては、地形の改変をできるだけ少なくするというのと、できるだけ木を切らないようにしています。木を切ってはげ山になったという事例があるわけですから、なるべく木を切りたくないと考え、このような橋梁をたくさん配置したルートにしているということです。

切ってきた木は用材としてそのまま利用できればよいのですが、なかなか商品価値もないので、チップにして、法面の緑化に使っていきたいと思いますし、それでも全部を再利用するのは無理ですから、できるだけ燃やさずに有効活用を図っていきたいと思っています。

以上です。

水資源開発公団（川上ダム建設所長 坂田）

続きまして、川上ダム建設事業の概要につきまして、ご説明させていただきます。私、川上ダム建設所長の坂田です。

川上ダムについては、8月9日の現地視察で一度ご説明しておりますので、できるだけ簡潔にご説明したいと思います。

川上ダムの位置ですが、三重県の北西部、青山町というところにあり、木津川の上流、1つ支川です前深瀬川、この支川に建設する多目的ダムです。

川上ダムの目的ですが、洪水調節、河川環境の維持、水道用水の供給、発電の4つがあります。このうち、上水につきましては、三重県の0.6m³/s、これはダムができます青山町を含めた伊賀地域の6市町村に供給する予定にしております。それから、ダムの諸元ですが、重力式ダムで、高さが91m、長さが375m、総貯水容量は3,300万m³です。事業工期は平成16年度までで、事業費は850億円ということですが、計画内容は、現在、見直しをしているところです。

川上ダムの下流については、上野盆地を中心に、これまで戦後5回ほど大きな出水の被害がありました。近年では、平成2年、平成5年と、約50戸の浸水があったということです。これは、昭和28年9月、台風13号の時の出水の状況で、これが出水した上野市内、鍵屋の辻というところです。道標がありますが、これが現在の状況です。

平成に入り、三重県、奈良県を中心にたびたび濁水が起こり、そのたびに取水制限等を行っているといった状況で、平成2年から昨年まで約6回の濁水が起きております。

ダム事業の経緯ですが、川上ダム建設事業については、昭和42年に予備調査を開始し、昭和57年に実施計画調査に入りました。それから平成4年に、施行命令といいますが、事業実施方針の指示を頂きまして、それ以降、一般補償基準等を提示して、その妥結を受けて用地取得等を行う、或いはつけかえ道路等の工事に着手いたしております。

これは川上ダムの現在の状況です。用地の取得についてですが、水色で表わしています水没地の部分は 95%取得しています。それから、つけかえ道路用地ということで、これがつけかえ道路のルートですが、こういったつけかえ道路のルートの敷地につきましては、約 70%取得いたしております。それから、全体で 38 世帯の方が水没地に生活しておられたわけですが、そのうちの 37 世帯は既に移転をされており、約 30 世帯は代替地に移転されております。残りの 1 世帯の方は、契約は終わり、代替地の方に家もできておりますが、まだ移転はされていないということで、今、移転についての交渉を行っているという状況です。

これがダムサイトで、これが川上川、これが前深瀬川ということで、合流点直下をダムサイトということで決定いたしております。

これは完成予想図です。これがダムの形状でして、重力式コンクリートダムで、選択取水設備をつけ、通常は選択取水設備を運用し、発電所ができる予定ですが、発電機を通して下流の方へ流れていくということです。

それから、ここの特徴としては、山の高さが大体 300 メートルから 400 メートルくらいで、非常に低いということもあります。また、尾根部に行くとい勾配が緩いということもあり、つけかえ道路については、できるだけ尾根部の傾斜の緩いところにつけて、できるだけ地形の改変を少なくしようということと考えております。この水位は常時、満水と夏場の制限水位の中間くらいの水位です。

これは環境調査の状況ですが、昭和 62 年から平成 13 年度まで、動植物の全体調査を大体 3 回ほどに分けて行ってしております。それから平成 8 年以降は、猛禽類、特別天然記念物のオオサンショウウオについては、ずっと連続して調査を行っております。これらの調査の指導、保全計画の検討としては、平成 8 年にオオサンショウウオ保全検討委員会、平成 12 年に希少猛禽類の検討委員会、それから、こういったものを総括する自然環境保全委員会というものを設立して、先生方の指導を受けながら、環境調査並びに保全対策を検討しております。

これは保全対策の一例ですが、先ほど申し上げましたように、通常であれば、こういった湖面のすぐ上につけかえ道路を設置するのが主ですが、ここの場合、尾根部は非常に傾斜が緩いということもあり、高い標高のところにつけかえ道路をつけております。それから、発生した木材については、大戸川ダムの方でも説明がありましたように、チップ化して、一部はこういった吹きつけ材料の基盤材として利用しております。

それから、動植物を対象とした傾斜をつけ登れるような側溝にしています。これは道路を横断する横断管ですが、2m角くらいのもので、小動物等が横断できるようにしてあります。

川上ダムについては、希少猛禽類のオオタカ、それからオオサンショウウオが生息しております。オオタカについては、周辺の森林の伐採を 2 月から 8 月までは制限しており、また、つけかえ道路のルートも、当初こういうルートだったのですが、営巣中心域に近いということもあり、川側にふったルートについてはできるだけ影響を軽減するということも考えております。

それから、オオサンショウウオについては、湛水区域にいるオオサンショウウオについては、えさ環境やすみか環境等を調査し、おおむねよさそうだということで、こういったところへ移転するという事です。昨年の10月に、8個体を一度、放流試験ということで移転いたしております。今後、引き続き、生息状況等を調査する予定にしております。

以上です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

非常に短時間で説明をして頂きました。川上ダムは、先ほどおっしゃったように、昨年の夏に現地を訪れた際にいろいろ説明もお聞きをしたのですが、大戸川ダム関係は初めてのお話でした。委員の方で、今の説明内容に関してでも、それに関連することでも結構です。ご質問でもご意見でも、お出し頂きたいと思っております。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

中間報告をまとめる段階になったので教えて頂きたいのですが、これは現地視察やこれまでのお話の中でも何度も質問したいと思いつつ見逃してきた点で、質問というのではなく、教えて頂きたいことです。

一般論ですが、ダムで選択取水ができるようになったということは非常に優れていると思います。漁業関係でいうと、問題は川の砂です。砂の問題は海面漁業でも、ダムができたところは、いろいろなところで問題があり、調査研究途中なので、どうにもならないので困っていたのですが、今日教えて欲しいのは、ダムで水の調節をすることだけではなくて、川の中を流れる砂を調節することが技術的に可能かどうかということです。もしそれが可能でしたら、大変大きな効果があると思います。ダムを閉め切ってしまうと、水の調節はできますが、砂は底へたまってしまいます。洪水等で急に流れてくる砂は確かに人間には被害があるのですが、少しずつ流れる砂がトータルとして川の中になくなっていき、それがために沿岸部の河口のところで漁獲が減ってしまっております。漁獲量の減少はデータが出てくるのですが、地元の漁業者は何で減っているかがわからないのです。理由がわからないままだったので、漁獲に関するデータをずっと拾っていきますと、例えば和歌山辺りでも、ダムができたところだけは数年後に、漁業がもう壊滅的になっているのです。他の影響がない全く考えられないような河口の沿岸での漁業だったにもかかわらずです。

その理由がちょっとわからなかったのですが、どうも条件的な変化のみられるのは、今まで研究対象にならなかった川の砂の問題があるのではないかと判ってきたのです。河口部の魚の減ったところを見てみますと、底にあった砂の層、棚がなくなっているのです。海流の影響で魚が減少したのだろうかと言っているのですが、そうではないのです。どうも川の砂に原因があるようなのです。というのは、ダムができて数年後、必ずそういうところは漁業が駄目になるのです。これは何とか調べないといけないと思うのですが、時間的な問題もありますし、それをどう調べるかということもわからないまま、悩んできたのです。

事例からいうと、定性的には、川の砂というのは、日本の沿岸漁業に決定的な影響を与えるといえるのではないかと思います。これは河川でも琵琶湖でも同じだと思います。ですから、洪水等で影響があるような形ではなくて、自然の魚の生息や繁殖に影響し、実際に漁業には大変な影響を与えますので、適度に砂を流していくという技術がないのでしょうかということです。これは、工事をなさる方が全く意識しておられないから、そうなっているのであって、その辺の工夫がもし可能であれば、是非考えて頂きたいと思います。

我々がこうやって関与したことを機会に新式の、自然の生物、特に魚介類に対しての影響にまで配慮した、そういうダムを開発して頂ければ、大変ありがたいのです。その辺、そういう可能性があるのかないかを教えて欲しいのです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

それでは、河川管理者の方で答えて頂きましょう。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田）

知っている範囲でお答えさせていただきますが、今、倉田委員からお話がありましたように、ダムをつくりますと、流れていた土砂を遮断してしまうという、大変大きな基本的な問題があります。100年分の堆砂容量を見込んでいたわけですが、それ以上にたまってしまつと、ダムの機能そのものが低下してしまうということと、下流の環境とか、川の河床がずっと下がってしまうとか、いろいろな問題が出ていまして、我々の方も大変に問題意識を持っています。事例としては、幾つか排砂を行っている事例があります。

例えば、黒部川の宇奈月ダムが最近完成しておりますが、大変に土砂流出の多い川で、砂を流すこともしておられています。大戸川ダムにつきましても、先ほど土砂流出が大変多い川だということを申し上げましたが、下流に砂を流すことが大変重要な役目だと思っていまして、現在いろいろな検討を行っているところです。

案としましては、たまった砂を掘って下流に持っていかとか、砂を流すバイパスをダムの横に掘ってそこから流すとか、ダムに排砂をするためのゲートを設けて排砂するとか、いろいろなことを考えています。まだ決まっていませんが、そういう問題意識から、何とか下流へ土砂を供給していきたいと考えています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

久保田所長のご説明は、全体的な中で、例えば国土交通省で検討されているのか、それとも個別のダムがどのような構造のものが可能か、或いはまたその河川の特徴に合わせて検討されているのか、その辺はどうですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

全国の話といたしましては、何年か前ですが、総合的な土砂管理が必要ではないかということで、河川審議会の答申も出ております。

この淀川水系においても、いわゆる上下流の連続性を復元しようという中で、水の連続

性と、それから土砂の連続性ということも考えているところです。そういう意味で、本省レベルといいますか、日本全国でダム堆砂問題と排砂問題は非常に大きな課題ですから、システム的に取り組んでおります。それから、個々のダムごとに、どのようなことが可能なかということは、個々のダム計画の中で検討しているというのが実情です。

川上委員 (委員会・淀川部会)

連続性の中に、生き物の連続性も入れて頂きたいと思います。大戸川ダムの場合、砂の排砂ですけれども、下流に天ヶ瀬ダムがあって、ある意味では、これは二律背反という部分があるので、天ヶ瀬ダムの排砂についても、あわせて考えて頂く必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田)

当然そういうことが大きな課題であると、認識はしております。

川上委員 (委員会・淀川部会)

それと、河川維持流量と発電用水の放水量との関係といいますか、大戸川ダムにおける河川維持流量というのは設定されているのですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田)

先ほどの説明の中で流水の正常な機能の維持ということがあったかと思いますが、ダムサイト直下流で毎秒 1.5m³/s、それから、瀬田川との合流点に近い黒津というところで毎秒 1m³/s の水を確保する計画です。発電につきましては、ダムの直下流に水を流しますので、ダムの有効落差を利用して発電を行うということで、ピーク発電を行うとか、容量を使って電気の需要に合わせて増減するといったことではありません。

川上委員 (委員会・淀川部会)

不勉強ですけれども、3,000kw の発電をするのにどれくらいの水が使われるのでしょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田)

計画では、常時の使用水量が 1.6m³/s、それから最大の使用水量が毎秒 6m³/s で、最大出力が 3,000kw ということになっております。手元の資料の範囲では、そういうことです。

川上委員 (委員会・淀川部会)

そうすると、大戸川に流れる水というのは、最大発電用水の 6m³/s と先ほどおっしゃった 1.5m³/s との合計が、最大時には流れるということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田）

合計ということではなくて、それが含まれているわけです。

もちろん上水道もありますが、ダム貯水池からどこかへ勝手に水を持っていくわけでは
ありませんから、水の多い時はためて、水の少ない時に補給するという意味です。

川上委員（委員会・淀川部会）

一般的な話になりますが、3,000kwの時に、例えば平常時に1.66m³/sの水が必要だとし
たら、発電効率から考えて、例えば川上ダムの時には1,100kwの電力が発電されるとしま
す。1kw発電するのに何m³/sの水が要るかは、発電効率から考えて、そういうところから
単純に割り出せるようなことになっているのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それは結局、ダムの高さと水量との積によって発電量が決まってまいりますから、一概
に、何m³/sだから幾らとはいきません。

川上委員（委員会・淀川部会）

わかりました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどはありがとうございました。大いに期待をしたいと思います。

もう1点だけ、これも前から疑問に思っていたことですが、ダムをつくられるような川
というのは大体、必ず内水面漁業、つまり漁業権を持ってアユを放流したりしています。
ダムのある川に関して、殆ど集中していると私は考えているのですが、冷水病が、間違い
なく出てくるのです。

これが漁業組合では、理由がよくわからないので困っているのです。漁獲高の減少は水
の温度が下がると起こるのですが、どうしたものだろうとあちこちで話題にはなるので
すが、魚の研究をしている人には、それが解明しきれていないのです。

ですから、これも解決できないでいる課題ですが、前回の委員会の時に問題になりまし
た水温の問題は魚の生息、繁殖等にかなり大きい影響を持っているのです。今までの文書
を見ていますと、水質までは書いてあるのですが、水温は全く抜けているのです。今回、
中間とりまとめの訂正の中で、私は水温について書き込んでいますが、ダムが川に流れて
いる水の温度を変えてしまうのを、どこかでセンサーを設置しておいて、水温調節をきち
っとしてやりさえすれば、問題は解決すると思います。

水温調節は可能だろうと私は思っているのですが、それをやって頂かないと、水温とい
うのは生物にとって常に重要なので、今後の考えるチェック対象にして頂きたいと思っ
ているのです。これは希望ですが、お願いしておきたいのです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

倉田委員の今のご意見ですが、それに関連したことで、私もちょっと質問したいと思っていました。

先ほど、河川管理者からダムからの放流水の選択取水ができるようにしてあるという説明があったと思います。これは、倉田委員も言われましたが、要は何のための選択取水かということです。

選択取水の目的は、例えば水温管理の点からなのか、それとも水質管理という点からのものなのでしょうか。いろいろな観点が多分あるのだらうと思います。その辺で説明をひとつとして欲しいと思います。それから、この淀川水系でよいのですが、既存のダムの中で、選択取水ができるダムというのは今までにあるのでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ところによってはできています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

これは日本全体の問題でもあると思います。ダムの建設については、目的をどこに置くかということは別として、選択取水ということが基本的な要素になっているのか、その辺のところを含めて、補充して説明して欲しいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

選択取水の目的ですが、水温と特に水質濁度の両方合わせ見ながら一番よいところをとるとというのが選択取水の目的になっています。

それから既に、この淀川水系では、去年現地へ行ってもらいました日吉ダムで選択取水ができておりますし、木津川筋でも、比奈知ダムもできております。今、寺田部会長がおっしゃいましたが、基本的に近年に完成したダムは、100%、選択取水設備がついています。従いまして、これからつくられるダムも当然、選択取水設備がつけられると考えております。

塚本委員（委員会・淀川部会）

連続性という意味では、効果があるという話を言われましたが、本来は水自身の実態は温度やそこに含まれる物質の密度、濃度そして速度の分布または状態は一体なものとして連続ですよ。ですから、やはり不連続ということは起こっていて、生態にどれだけうまくなじむのかは、近い将来そこは求め近づけていかなければならないところだと、1つは思います。

それからもう1つは、ちょっと私は遅れてきたのですけれども、川上ダムも含めて、最初に、ダムをつくらうとした目的についてですが、施工決定をする時の時代から、ほぼ40年近くたっているのです。それで、時代の変化というのがあって、1つは河川管理者自身も、治水に対して環境というのを入れてきたということは、やはり時代の流れも含めて考

えておられるのでしょうか。河川管理者自身が、これからも含めて、あの頃の状況、今の状況という、そういう時代の流れに対して、或いは近い将来も考えて、どういうところで、今の日本の状況や川の状況をとらえておられるのかというのが、これからの進み方の背景として知っておきたいと思います。

それから、ある意味では、これは検証していく必要があると思いますが、7割の家はもう移転できるような状況になっていて、残り3割の方たちですね。そこでダムは不合理だと言っておられる方たちがおられるのかどうか、もしおられるとしたら説明、或いは話し合いという、納得、或いは合意の形成が、やはり必要だろうと思います。ですから、先ほど言われた発電のこと、それから治水のこと利水のことも含めて、その実数実態が本当に今の状況で必要かどうかという検証は、やはり私は要るだろうと思います。このダムだけに限らず、そこは必要だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

まず、一番初めにおっしゃいました連続性の話ですが、もし私が誤解を与えたとすれば申し訳なかったのですが、ダムや堰は、水や土砂、それから生物とか人の往来、これらをまず不連続にするのです。不連続による支障をいかに軽減するかということで、例えば選択取水の話もありますし土砂の話もありますし、或いは魚道とか閘門ということもあるわけです。決して、我々の技術で障害物をつくっておいて、連続性が昔と変わりませんという思いは、まるっきりありません。それがまず1点です。

それから、昔の状況と今の状況を踏まえて、そのダムの必要性を議論すべきだということ、それから、まだ合意できてないところがあれば当然、合意をして進めるべきだというのは、おっしゃる通りで、そのために、この流域委員会があるわけです。ですから、例えば、昔つくった計画で今までやってきましたが、それを今の時点で見直して、本当にいいのか、変更しましょうか、或いはやめましょうかということ、この流域委員会で議論した上で河川整備計画に位置付けられたら、それで実施しますし、もし位置付けられなければ、当面やらないことになるかも知れないということです。まさに我々は、そのために今ここで議論しているということだと思っています。

荻野委員（淀川部会）

利水の関係からご説明を頂きたいと思いますが、1つは、ダム建設計画は、バブル経済の前の段階ですから、将来の成長を見込んだ計画になっていると思います。現在はもう低成長時代ですから、農業用水、工業用水、上水道はあまっている状況にあります。

それから計画の見直しですが、多分それぞれダムに利水容量を確保するために、大阪府、三重県、奈良県、京都府等、それから発電事業者も、ダム建設計画に対し費用負担を約束して、それぞれ合意をしているのだらうと思います。しかし、大阪府は、もう水は余っているから、あのダムは要りませんと言った時に、30年前に約束しておいて、今はもう水はいらないからダム建設費を払いたくないというようなことが言えるのかどうなのかです。それから、そういう利水計画の将来予測が変わった時に、国土交通省がどのように考えて

いらっしゃるのか、教えてください。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

水需要の話ですが、これは委員会、或いはこの部会においても、利水の話の時に、水野前調査官が説明したと思いますが、現在、それぞれのダムについての、いわゆる水の利用者、大阪府の水道なり、或いはいろいろなところの利用者に対して、需要を再度確認しております。

その際に、例えば、あなたのところは前に参加すると言ったから、おりてもらったら困るよなんてことは言わずに、本当のところの需要はどうですかと伺っているということです。

荻野委員（淀川部会）

発電事業者、水道利用者等の、ダム計画に対するコストアロケーションを出して頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今、計画中のものでしょうか。

荻野委員（淀川部会）

計画中のものです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

全体の事業費自体は今も説明がありましたように見直し中ですが、今の計画におけるコストアロケーションは、大戸川ダムにしても川上ダムにしても全部オープンになっている数字ですので、次回にでもお出しできると思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

先ほど倉田委員が言われました土砂を含んだ水という意味で、理想としては、ダムのない状態の川の流れを再現したいわけです。そのまま土砂を含んだ水ですから、当然、これは恐らく非常に難しいと思います。先ほど検討していますと言われましたが、まだまだ検討段階であって、そう簡単にできる問題ではないと私は思っています。

それからもう1つ、水の使用量の問題ですが、例えばあるダムをつくって、その0.3m3をどこかで使うというと、そのダムから水をとっていきような感じに思われるかも知れませんが、実際にはそうではなくて、その権利を下流側で買うというだけです。非常に大事なものは、その間、河道を流れてくれるということです。そういう意味でのプラス面は、やはり水が流れるという面ではあるのかなと思います。これをどう評価するかだと思います。

田中委員 (淀川部会)

先ほどから多目的ダムという言葉が出ています。多目的ダムは、目的が幾つかあるわけですが、それぞれのダム、或いは地域の特性からいって、やはり何が一番優先しているかということがあります。例えば利水なのか治水なのか、或いは全く平等に考えているのかということです。

そういう観点からいきますと、本来 1 つのダムで利水と治水というのは、基本的には両立しないわけです。例えば、明日 200 mm くらいの降雨量があるだろうという予測があっても、もしそれが倍以上に降った時に、よく異常放流と言われるのですが、やはり人間ですから、その操作というのはよく誤りがあるわけで、実際に、過去にもそういう問題で水害が出たりして訴訟になっている場所もあるわけです。

そうすると、やはりぎりぎりまで、ここまでは大丈夫だろうというわけで、利水のために水をためておくということになります。すると、予想以上の雨量が来た時にどうしても、今まで予想していた治水面での面積が少なくなって、どっと下流に異常放流となっていて、そういう危険性が今までたびたびあったのではないかと思います。そういう観点からしますと、これからの多目的ダムというのは、もうそろそろ見直していかなければならない時期に来ているのではないかという気がしているわけです。

それからもう 1 つは、先ほどからダムの堆砂の問題が出ていますが、日本の 3 大侵食海岸と言われている四国の土佐、或いは富山県、それから駿河についても結局、旧建設省の海岸課で使う、この海岸をいかにまた直していくための費用が、莫大なものになっているわけです。これはご承知だと思いますが、そういう観点から見ると、先ほどおっしゃった大戸川のダムも、あそこから砂がもし出るとしても天ヶ瀬でどういう対応をするのかという問題があります。やはりこれからは、堆砂の問題をクリアしてから、ダム計画に入っていくって欲しいという気がいたします。

有馬委員 (淀川部会)

大戸川ダムと川上ダムですが、目的をよくよく眺めてみましたら、動植物の保護とか、河川環境保全のための流量調節とかといったことが書いてあります。しかし、今、淀川で生態系がおかしくなってしまった、その原因の 1 つにダムが挙げられています。流量調節を検討する等、いろいろ挙がっていますが、2 つのダムの目的に書いてある、動植物の保護等について、もう少し詳しく説明して下さい。

河川管理者 (近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田)

大戸川ダムについては、流水の正常な機能の維持の中で、そのような説明をしたわけですが、その意味は、あまりにも流量が少なくなって、渇水状態になって水が殆ど流れない時にダムから補給をしてやるという意味で、それが本当の意味でよいのかどうかというのは、議論があるところだとは承知しています。

河川管理者（水資源開発公団 川上ダム建設所長 坂田）

川上ダムの目的の中に、今おっしゃいましたようなことがあり、1 つは既得用水の補給というのは、これは川上ダムのパンフレットをご覧になってもらえばよくわかると思いますが、農業用の井堰が非常に多いということで、そういった農業用水を安定的に確保するというのが1つあるかと思えます。

それから、以前に現地視察にお見えになった時に、川上ダムでは 0.5m³/s、ダム直下へ放流することになっております。やはり、この 0.5m³/s というのが動植物の生育には最低必要な流量ではないかということで、現地視察の時に、流量が 0.5m³/s を下回った日数というのをお出ししたと思えます。平成 6 年でいいますと、42 日ほど 0.5m³/s を下回っているということで、そういった時にはダムから 0.5m³/s 以上放流するとしています。そういったことで、動植物の保護ができると考えております。

川上委員（委員会・淀川部会）

全国的な話ですが、ダム計画の当初は利水で計画をされて、そして地元の説得にあたられて、それからのプロセスの中でダム建設の目的が、治水に切りかえられて進められるというケースが往々にしてあったように思います。長良川河口堰もそうでしたし、今問題になっている九州の川辺川ダムも、ある意味ではそうだと思います。先ほど田中委員がお話しになったことと関連があるかと思えますが、どうも、それをかわすために多目的ダムという言葉を考えて、往々にして用いられているような気がしてならないのです。そういうことが今後の事業の中で、ないようにして頂きたいと思えます。

それからもう 1 つは、木津川上流の住民の 1 人として、この水系で一番たくさんダムが建設された木津川上流において、上流の住民や自然が犠牲になって、その結果として確保した水を下流の大都市の住民が使いたい放題に使うという文明のあり方というのは、今後はあるべきではないと以前言いました。そういう意味から願いを込めて、木津川上流にこれから、まだダム計画はあるのですかとお聞きしたいのです。これは多分、いろいろな差しさわりがあるから言えないかもしれませんが、お答え頂かなくても結構ですが、そういう思いがあります。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

長良川河口堰や川辺川ダムが、もともと利水目的だったのですが、そこが時代の変化とともに治水目的に変わってきたとおっしゃいました。これは間違いでして、両方とも当初の計画をつくった時、例えば長良川河口堰でしたら昭和 45、6 年くらいから、治水利水の目的は変わっておりません。川辺川ダムもそうです。

よくそういう議論があるのですが、私は、決して川上委員が間違っておられるということをお願いではなく、これもやはりダム事業に対する不信感のあらわれだと思っております。私はやはり、そういうことがないように、こういう流域委員会の場で徹底的に、それぞれのダムの必要性なり緊急性なり、或いは環境に与える影響を議論して頂ければ、ありがたいと思っております。

それから、木津川水系でダムをこれからつくるのかということですが、当面我々が議論をしているのは川上ダムでして、それ以後については、またこの河川整備計画をローリングなり、見直していく時に議論していくことですので、今ここで、あるとかないという話ではないと思っています。

塚本委員（委員会・淀川部会）

部会も含めて、まとめに入っているのですが、一番こうありがたい、こうあったらよいと出ているのですが、それをどうするのかという具体ですね。

流域委員会でも河川センターの設置という案が出ていました。行政は住民に対して、いきなり幅広く深くいろいろ説明しにくいでしょう。それから、住民の方が不信感を持つと、なかなか行政と話し合いができません。ですから、ある意味では利害関係のない、客観的に地域の特性とかその実態、状況を見ることのできる、把握できるようなところが必要だと思います。この流域委員会もそうですけど、最初に準備会があったように、この準備会というのがとても大切で、どういう人物たちがまず集まってという、そういうものを起点にして、お互いに調整していく住民調整が大事なのです。川上委員が言われましたけども、川辺川ダムでも住民自身の調整というのが本当に大切です。初めには住民・市民と行政の大変な覚悟と努力が必要ですが、入り口で行政とのすれ違いをしていくことによって、住民との溝やまた住民同士の溝も深まっていくということになってしまいます。

これを解消するためには1つは、第三者的な調整的なところがあって、データをこのように出してくれとか、こういう要望があるからこのようにしてもらえないか、住民側に対しての問いかけも、では、どういう調整をするのかとか、センター的なものがあったてもよいのではないかと思います。そのセンターに、例えばこの専門家を呼ぼうとか、テーマによっていろいろ行政とも話し合いながら調整していきながら、これが本当に妥当かどうかという、この実数は本当にそうなのかどうかという、検証を含めた方策がとれるような機構が多分、必要になってくるのではと思います。それがあって、初めて具体が進むきっかけとその後の調整で多くの事が可能となると思います。以上のことをどうするかというのは、もう少し具体を今のうちに考えないといけないと思っています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

それでは、時間がもう20分くらいオーバーしております。今日は、2つのダム建設事業を通して説明と意見交換をして頂いたのですが、やはり個別の問題を通しての話なので、もっと本当は時間をとって、いろいろ意見交換をした方がよいのではないかと思います。

これまでの中間とりまとめまでの作業としては、個別の事業についてはあまり盛り込まないということで、委員会、各部会とも比較的、理念的な部分や少し抽象的な部分での議論をしてきました。しかし、今日の議論をお聞きして、やはり個別の事業を通して総論を論じるということも必要だと感じました。ただ、今さらもとに戻って、もう1年ほど中間とりまとめについて審議するわけにはいきませんので、残念ながら、今日はこの辺で2つのダム事業に関する意見交換を打ち切らせて頂いて、今日の主題であります、中間とりま

とめ案の議論の方に移らせてもらいたいと思います。

ただ、少なくとも中間とりまとめ案をこの流域委員会から出した後も、もちろん議論は続くわけで、最終答申までの間には、個別の事業の可否、もしくはそこを通した総論的な、理念的な問題を、もちろん今度はもっと詳しく議論する機会がたくさんあるかと思います。その時に、また活発なご意見をお願いしたいと思います。それでは、審議議題の 2 の 2) のところは、これで一応終わらせて頂きたいと思います。

次は中間とりまとめ案の議論で、これは前回に引き続いてということですので、この部分に入らせて頂きます。

資料 2 を、この部会としての中間とりまとめ案修正版を作業部会の方でつくって頂きました。3月14日の淀川部会の時に、作業部会から出して頂いたものをお配りして第1回の議論をしたわけですが、それを修正して頂いた内容を少し説明頂いて、その上で皆さまの方からの具体的な議論をして頂こうと思います。

最初に作業部会の榊屋部会長代理から、少し説明して頂いて、あと、詳しい内容は庶務の方をお願いしたいと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それでは、中間とりまとめについて簡単に説明をしたいと思います。

3月14日に皆さま方にお諮りをして、その後、3月25日までということで意見を募集いたしました。3月14日の議論と3月25日までに頂いた意見をもとに4月1日に作業部会を実施いたしました。この資料をまとめました。

これからのスケジュールですが、本日最終的な議論を行って、これをもとにある程度修正をした上で、先ほど話がありました4月11日の合同勉強会で発表し、その後最終的な委員会の中間とりまとめへ向けてまとめていくということになるわけです。

お手元の資料は、先日議論して頂いた時には表とか、簡単なキーワードとか、そういうものばかりだったのですが、今回は少しそれを文章化したものです。淀川部会としての特色ある提案というか、例えば河川レンジャーとか、或いは流域センターとか、そういったことがまとめてあります。中身につきましては庶務の方から簡単に説明してもらいたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、資料 2 を用いまして、中間とりまとめ案の簡単なご説明をさせて頂きたいと思います。

[省略：資料 2 の説明]

以上、ちょっと駆け足になりましたが、資料 2 についてのご説明を終わらせて頂きたいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。

ここでちょっと休憩をさせて頂いて、その後、この議論の開始をしたいと思います。今 15 時 18 分ですから、15 時 40 分まで休憩させて頂きます。

〔休憩 15:18 ~ 15:40〕

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、審議を再開させて頂きたいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

中間とりまとめ案についての議論の進行は柵屋部会長代理にお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

柵屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それでは、今から中間とりまとめについていろいろと議論を進めたいと思います。進め方として、できるだけ逐条的に進めて、内容の足りないところは随分あると思いますから、そういったところについて皆さまから具体的な意見を頂きたいと考えております。

まず、3 ページの「現状と課題・問題点」ですが、最初に淀川水系流域委員会の淀川部会で取り扱う範囲というのははっきり書いておかなければいけないのではないかということで書きました。ここについて何か、例えばここをこのようにしたらよいとか、そういうご意見があったら言って頂きたいと思います。

ここに書いてあることは、まず取り扱い範囲というのは、淀川水系流域委員会の規約の第 2 条に「淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】について意見を述べる」ということがはっきり書かれており、その範囲というのはこの図面に示す通りです。しかし、河川では上下流の縦方向の関係、連続性、或いは堤外から堤内への横断方向の連続性、それから流入流出する河川との関係というのは切り離すことができないので、こういった点を考慮し、影響がある、或いは関係がある場合については全て検討を加えて、その内容についてもとりまとめて提言していくこととしました。但し、こういう「直轄管理区間外に対する提言」については、これは淀川水系流域委員会全体に関わる問題ですから、その取り扱いについては流域委員会と国土交通省との間で話し合っていく必要がありますということを前書きで書かせて頂きました。

この辺で何かご意見があったらお願いします。一番下の図面でいきますと、淀川部会が非常に広い範囲ということになります。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

河川、水系からいろいろな意味で影響を受けているのは、人間の密度からいいますと、都市河川、準用河川というのが一番大きいと思います。連続性というのは、人間の体に例

えれば大動脈が通っていても、指が動く感覚とかというのは、やはり細い川まで入れての水系、毛細血管までが大切だろうと思います。一つの暮らしというのは、必ずしも大きい川のところの近くでへばりつくようには暮らしてないですね。京都も、歴史的には支川をうまく利用してかつては暮らしてきたわけですね。そこの方がなじむし、安心して暮らせるということでやってたのです。

そういう意味での連続性から言いましたら、都市河川をどうするのかということにまでなると思います。というのは、逆に都市河川が一番傷んでいますよ、明らかに。土地利用での都市整備、住民、公共的建築物、道路、特に車道ですけども、河川も限界まで狭まれてその分掘られ蓋をされたところもありますし、何とかがんばって蓋だけはしなかったところ、もう水が流れていないところもあります。ですから、そこをどのようにしていくのかということこそが、ある意味では川、水に親しむ重要な要素ではないかと思います。

それで、先ほど少し述べたのですけども、例えば国の管理、都道府県の管理、市の管理ということも一緒になって、或いは NGO 的なところや学者、地域住民を入れてお互いに検討し、何らかの形で改修していくというようなものができてこない、そういう意味での河川再生、或いは堤内ということの連続性の再生というのはなかなか実現していかないだろうなと思います。逆に言ったら、それこそが水系、水に対して、川に対しての認識が近づくことではないかなとも思っております。

ですから、都市河川というのをどう扱うのかというのもやはりこの部会ではテーマとして検討すべきだと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

はい、わかりました。

その辺になりますと、例えば淀川の特長とか、淀川各河川の問題点、或いは 13 ページの治水・防災の関係で土地利用の規制だとか、そういうところまで関わってきます。あと、例えば管理の話、地域住民の参加とか、総合的な流域対策とか、そういうところにも関わってくるのですが、取り敢えずはちょっと、3 ページの取り扱う範囲についてご議論を頂きたいと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

塚本委員のおっしゃったことは非常によく理解できます。ただ、3 ページの総則的なところに関しては、このように修正してはいかがかと思います。本文の上から 4 行目の「河川にあっては」というところを「本水系の河川にあっては」と、次に、「上下流の縦断方向の関係」を「大阪湾に至る上下流の縦断方向の関係」、それから次の 5 行目、「流入流出する河川」を「流入流出する全ての河川及び水路」、このように修正すると、塚本委員がおっしゃったことが全てカバーできると思いますけど、いかがでしょう。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

わかりました。それでよろしいでしょうか。

では、次の 4、5 ページに進みたいと思います。

4 ページの「淀川水系の特性」ですが、この辺は、委員会のとりまとめの文章をそのまま持ってきて、その後に淀川部会が取り扱う木津川とか瀬田川、桂川が独特の特性を持った河川であるとまとめています。そして、その問題点について淀川の特性ということでもまとめたのが、6 ページの「淀川の特性」ですが、これも含めて、何か抜け落ちやご意見があればお願いします。

或いは、これだけ急に見せられてもなかなか意見が言えないということもあろうかと思えますから、後で意見を出して頂くということも考えたいと思っています。

渡辺委員（淀川部会）

6 ページの「淀川の特性」の表で、木津川の社会的特性の中で「漁業」となっていて、その下の宇治川とか桂川は「漁業権」と書かれているのですが、何かこれは特別な意味があるのですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

漁業権はありますよ、木津川の下の方に。

渡辺委員（淀川部会）

ああ、そうですか。この漁業というのは宇治川も桂川も入れてもよいということになりますね。

川上委員（委員会・淀川部会）

この問題に関しては、木津川のところの漁業と漁業権というのはちょっとダブっていると思いますが、下の淀川本川のところ「漁業権なし」と書いてありますね。

漁業権があるところとないところを明確にするために漁業権という項目を上げてあるわけです。

渡辺委員（淀川部会）

わかりました。この宇治川、それから桂川も漁業というところを入れてもよいわけですね。

川上委員（委員会・淀川部会）

漁業もしくは漁業権のどちらかかと思います。

渡辺委員（淀川部会）

そうでしたら、木津川もどちらかでよいわけですね。

川上委員 (委員会・淀川部会)

はい。

渡辺委員 (淀川部会)

その漁業というのを削除しても構わないわけですね。

川上委員 (委員会・淀川部会)

はい。

渡辺委員 (淀川部会)

わかりました。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

統一するために、漁業権を残して、漁業を削るとしましょう。

有馬委員 (淀川部会)

同じ6ページですが、宇治川の環境的特性で「ヨシ原の存在(向島地区)」とあります。これは、ヨシ原があるだけではなくて、ここのヨシを屋根ふき材として活用していて、そのことによってここのヨシ原が保全されています。ヨシを使っている人が保全しているという意味で、ここはヨシ原の存在だけではなくて、活用しているということを入れたいと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

では、「ヨシ原の存在(向島地区)と活用による保全」と入れさせて頂きたいと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

私、作業部会に参加していながらこういうことを言うのもちょっとどうかとも思いますが、やはりこの表全般にわたって、見直しをしなければいけないところがあると思います。特に問題点の方は、表現のわかりにくいところだとか、順序だとか、いろいろありますので、それは次の作業部会で検討してもらったらどうでしょうか。

今、川上委員は「そうさせて頂きます」と言われましたが、あなたにそういう権限があるわけではないので、この場ではいろいろ教えてもらうということはどうでしょうか。一つ一つに対して「では、そうしましょう」という具合にやっていると、すごく時間がかかると思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

わかりました。抜けているところ等をご指摘頂くことにしましょう。こういう作業をしていると時間ばかりかかってしまいます。むしろ後の具体的な中身の方が私は大事だと思

います。

今本委員（委員会・淀川部会）

特に、後で気がついたら教えて欲しいということです。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

そうですね。同様に「淀川水系の課題・問題点」もここに書いていますが、両方あわせてご意見を頂きたいと思います。全般的な課題・問題点については本文からそのまま引用して、治水面、利水面、利用面、それから環境面という言葉そのまま活用しまして、それで問題点という形でこの表をまとめております。

紀平委員（淀川部会）

6 ページですが、木津川の環境的特性の一番下に「イタセンパラが棲息できる環境」というのをに入れて欲しいと思います。淀川の方には入っているのです。それから、桂川には「アユモドキが棲息できる環境」とあります。最近、木津川の方がイタセンパラの繁殖には非常に都合がよいというか、一時水域というか、そういうことがわかってきまして、是非この木津川のところに「イタセンパラが棲息できる環境」というのをに入れて下さい。

今本委員（委員会・淀川部会）

この6 ページと7 ページですが、両方とも一番左側の上が「淀川流域全体」となっているのですが、これはこの部会でのエリアとしては、流域全体と言うと、淀川部会、琵琶湖部会、猪名川部会も全部入りますので、ここは共通事項か何か、そのように変えた方がよいのではないのでしょうか。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

そうですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

淀川各河川の問題点ですが、実は、以前木津川で視察させて頂いているので、その後の様子を見るためにおとといの早朝から行ってきたのです。

高山ダムを視察した時、アオコがわいていて完全に緑のため池でしたが、それを改善するための工夫をなさっていたのです。それで、その結果がどうなっているかを確認しておかないといけないということと、それから先ほど問題にしました川の砂が、今は雨が少ないですから、水が流れなかったらどういう状態になっているかを確認するために京都大学の大学院生の魚マニア、釣りマニアを連れて行って、彼らの感性も確かめながら見てきたのです。

そうしますと、アオコと堆砂は7 ページの問題点のところでは全体的課題のところと、利水のところにも関係があるのだらうと思いますが、木津川のところで特に「多数のダム

の存在」とだけ書いてよいのかなあとと思います。今は工夫されているのですが、工夫の仕方が弱いのですよ。アオコがもうあれだけわいていたら駄目です。ただ、ダムの上流からずっと見て歩いても、1m近いニコイがうようよ泳いでいるのが見えるのです。ですから、ニコイは大丈夫ですけど、他の希少種は全く駄目です。

アオコが流れていませんからよいのですが、逆に今度は川の砂が死んでないかどうかの問題です。つまり、砂の上にヘドロがかぶったような状態で、砂がさらさら流れるような、そういうきれいな砂になっているかどうかというのをずっと川上から見て歩いたのですが、これがどうもよろしくないのです。しかし、まだあれならアコはいけます。ダムの湯水はわかりますが、川の方のその砂を水で少し動かして欲しいのです。そういうこともしないといけないので、それはどうしたらよいのか、問題の中に書き込めるかどうかは別として、その2つが大変気になったのです。

アオコになっているダム貯水池を選択取水式に変えられるかどうかということと、それからもう一つは、「工夫します」ということは現地で聞いたのですが、その結果、今は工夫がどうされているかと言ったら、ダムの中で水の循環のために水面にシャワーみたいにして水を吹き出して循環することをなさっているのですが、まだ効果は上がってないのです。ですから、もう少し工夫の仕方があると思います。ダムの水自体は、今の状態ではいけないと思います。それをどう変えてよいのかわかりませんが、やはり指摘しておかないといけないと思います。他のダムでも止水化すると発生する問題だと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今のお話で、先ほどの木津川にイタセンパラが棲息できる環境というのは下流の方なのでしょうね。今、倉田委員がおっしゃったのは上流の方の話ですね。では、上流と下流とを分けて、あと、例えば今のアオコの話というのはダム群のところにそういうことをちょっと入れるかですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

どう入れてよいのか、わかりません。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

上流から、特に上流ダム群が存在して、ダムの水質が汚れているということなのでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

それから、もう一つは、ダムに関して、他にも関わりますが、水温調節というのは、これは生物にとって非常に重要ですが、今まであまり議論に出てないので、できれば挙げて頂けるとありがたいのです。水質に含めて考えにくいと思います。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

その場合は、むしろ、例えば15ページの環境面に「健全な水質・水量・土砂移動」というのがありますが、その辺に水温の話を入れるということにしたらいいのでしょうか。では、入れ方等はまた後の方で検討しましょう。

渡辺委員(淀川部会)

7ページの問題点ですが、瀬田川・宇治川の利用です。「観光(平等院等)と治水の問題」とあります。私、勉強不足でちょっと質問させて頂きたいのですが、その下の桂川の「観光(嵐山、保津川下り等)と治水の問題」というのはよくわかるのです。桂川の観光と治水の問題というのは、狭窄部の開削とか、遊水池をつくったりする関係で保津川下りとか嵐山の観光地に影響があるということはよくわかるのですが、平等院と治水の問題というのはどのような問題があるのか、ちょっと教えて欲しいのです。

川上委員(委員会・淀川部会)

宮本所長、平等院があるところのちょっと上流で、水位が上がると冠水する旅館街がありましたね。そのことをちょっと説明して頂けませんか。堤防をつくる必要があるとかないかという議論のあるところですよ。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

宇治川の、ちょうど塔の島地区ですけども、平等院のあるところですね。そのちょっと上流の方の左右岸に旅館とか料亭があるのですが、そこが宇治川の中では、流下能力と呼んでいますけども、一番洪水が流れにくいところです。そこは道路に水があふれるというところです。それでよいですか。

渡辺委員(淀川部会)

視察に行った時に、玄関のところに水が入らないように何かしていたところですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それは桂川の嵐山ですね。

渡辺委員(淀川部会)

ああ、そうでしたか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今言っているのは宇治川の、塔の島というところがありますが、そのちょうど直上流くらの左右岸が、一番水が流れにくいところです。

渡辺委員 (淀川部会)

ああ、そうですか。そうすると、この平等院と治水との問題というのは、その部分をあらわしているわけですか。わかりました。

紀平委員 (淀川部会)

7ページの木津川のところに、民地の耕作地が非常にたくさんあると思います。そして、たくさんのお茶をつくってしまっていて、農薬の問題があると思います。雨が降りますと初夏には、木津川に流れ込む細かい川に、オイカワなどがたくさん入っていて、時々出くわすのですが、農薬でたくさん死ぬようなことを見かけたことがあります。この川の中に民地の耕作地がたくさんあって、農薬をたくさん使用されますので、その辺のことを是非心にとめておく必要があると思います。

それから、桂川のところですが、同じく7ページで「環境」のところに、堰の話が木津川には書いてあります。それで、桂川にも井堰がたくさんあるのです、1号井堰、2号井堰などと。その井堰を是非改良してもらいたい、実際に働いてない魚道がたくさんありますので、その辺も含めて、井堰の問題を是非入れておいて下さい。

有馬委員 (淀川部会)

4ページの問題点ですが、段落があって、「治水面では、」のところ5行目、「氾濫の頻度が減少するにつれて人々は水害の記憶が薄れ、安全であることを過信し、」とあります。それも確かにあるのですが、それに加えて運動場、ゴルフ場の存在がさらにそれを加速しているという大問題があると思います。それで、5ページの方の、「河川敷公園等の利用者が多く」云々というのと、どのように絡まってくるのか、ちょっと頭の中が整理できないのです。

この「安全であることを過信」したという、過信するに至った経緯に、運動場やらゴルフ場がたくさんあるということが挙げられると思います。これを追加して欲しいのです。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そうですね、むしろ利用面のところにも、安全を過信して河川敷にそういうものができていったというようなことを書いた方がよいかもかもしれませんね。

有馬委員 (淀川部会)

いや、逆でしょう。

過信してそういう運動場ができたのではないでしょう。

そこら辺の状態が「鶏が先か、卵が先か」の関係になります。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

これは要するに、安全であることを過信して、低平地や堤防の直近に住居を据えたということですね。

有馬委員 (淀川部会)
過信したのは行政ですね。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)
行政が過信したのでしょうかね。

有馬委員 (淀川部会)
やはり住民が過信するに至ったということが、私は問題点だと思います。それで、そういう危機意識がなくなったというのが後で出てくるでしょう。その危機意識、洪水の恐ろしさを忘れさせた原因もあると思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)
日常的に、こういうことで感覚が麻痺するという恐ろしさはあるということですね。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)
確かにそれはあります。

有馬委員 (淀川部会)
宇治川で植物調査に行きましたら、水が上がりますと追い立てられることはあるのですが、運動場でまずそれはないと思います。ゴルフ場でも聞いたことはないです。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)
そうですね、そうすると例えば、直線化が行われて氾濫の頻度が減少した、そういうことで、安全であるということに過信するようになったというような、もうちょっと、この言葉を前に持ってきててもよいかもしれません。

有馬委員 (淀川部会)
問題は、だれが過信しているかですね。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)
だれがというのは、どちらかといえば、堤防をつくったり河道を掘り下げたりして、早く洪水を流下させるというのが過信のもとであるということになるのでしょうかね。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)
我々が過信していることはないのです。我々は危ないと思っています。但し、その本当に危ないということを、住民の方々、或いは沿川に住んでいる方々に言ってこなかったというところは、我々の大きな反省があると思っています。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

なるほど、その辺もそういう意味でいうと、ここも正しい認識とは大分違うということになりますな。

まあ確かに、河川敷が整地されたのも、やはり洪水の頻度が減少したと、それはあるのでしょうね。ですからその辺は、ただ単に、頻度が減少してということをごここに入れればよいと思います。

わかりました。その辺はまた、いろいろ考えたいと思います。

槇村委員(淀川部会)

それに関連するかどうかわかりませんが、5ページの「利用面では、」という文章の下から5行目ですが、「この結果、淀川は年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川の形は大きく変えられ、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。」とありますが、これは逆さではないかと思えます。

安全への過信については、私は何回も水害に遭っていますが、やはり、かなり堤防が高くなったから、水害の記憶が薄れて安全になってきたと思うので、ちょっと高水敷のこととは関係がないと思えます。

それで、今の利用面についてですが、利用されるようになったから川の形が変えられて水質が悪化したのではなくて、そういう利用のされ方をするような整備がされたので、人々は利用するようになったということだと思えます。

水質の悪化は、利用されたということよりも、農薬の問題等他のいろいろ問題があるので、この都市空間としての利用が水質の悪化ということではないのではないかと思えます。

ですから、この前後関係をはっきりさせた方がよいと思えます。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

確かにそうですね。

では、この辺も、例えば、人工の構造物で覆われ、川の形が変えられ、その結果として数百万人の人々に利用されるようになったという書き方がよいのかもしれませんね。水質の悪化とか、その辺は他の原因ですから、ちょっと別にしたいと思えます。

他に何かご意見ありませんか。

では、次に8、9ページの辺りについて、ご意見を頂きたいと思えます。

「2.流域整備の変革の理念」は、委員会のとりまとめを大体ほぼそのまま持ってきて、あまり変えておりません。この辺はあまり部会の特色を出す必要はないのではないかとこのように持ってきたのです。

「2-2 計画・施策の考え方等の変革」ですが、とにかく変えていかなければならないと新たにつけ加えました。「2-1 川づくりの基本的な考え方の変革」は、考え方を変えましょう、具体的に施策等でこのように変えていきましょうという書き方になっているわけですが、この辺について、ご意見を頂きたいと思えます。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

これは先ほどのご説明の中では、まだ検討中とおっしゃった、9 ページの(4)「利用」に関わるのではないかと思います。

先ほど渡辺委員がおっしゃった、淀川本川の中に漁業権なしと出てきた話ですが、これと関わるのです。

実は、淀川本川は、漁業権は現在ありませんが、昭和初期までは漁業権がありました。漁業をやっていたのです。猪名川も実は、海からアユが上がっていきまして、漁業をやっていたのです。それを、猪名川はアユの放流によって補完して、いまだにやっているのです。ところが、淀川本川は、水質が一時物すごく悪化しまして、放流してもアユは無理だったのです。ですから、漁業権を放棄してしまったのです。ところが、最近、水がきれいになりまして、宇治川のところまでアユが、去年辺り確実に遡上するようになっているのです。

今後、いろいろな環境整備が進み、水の問題も改善が進んでいきますと、きっとアユが棲めるような川になるだろうと私は思います。アユだけじゃなくて、他の在来希少種の河川魚が十分生息できるようになります。それは、川の水そのものの水質がよくなることであり、人間にとってプラスになるはずです。

ですから、そこで漁業をやらせるかどうかは別にして、漁業権なしにしておくのではなくて、どこまで戻すかは問題ですが、昭和初期まで戻すのでしたら漁業権復活もあり得るわけですね。そのことが、川の水質維持、きれいな水を維持するという 1 つの指標になると思います。その辺を淀川本川で認めるかどうかというのは、検討する余地はあると思います。

紀平委員 (淀川部会)

淀川本川は、昭和 36 年に長良可動堰から 3 川合流点の間の漁業権がなくなりました。河口域は現在も残っています。感潮域には漁業権があります。そこで、本川を大堰までと感潮域で分けないといけないのではないですか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

上流にはないのですか。

紀平委員 (淀川部会)

淀川大堰から 3 川までが現在ないのです。これは、昭和 36 年になくなったと聞いております。それより上流は、桂川、宇治川、木津川には、それぞれ漁業権は今もあります。

それから、漁業の話ですが、去年くらいから、楠葉の辺りで唯一、友釣りができそうです。それは、砂利採集船付近が枚方大橋まで来なくなったので、砂利がたまってきて、楠葉の辺りで瀬ができています。そこにアユがたくさん集まっています。去年の夏、いやおととしくらいから、その瀬にたくさんのアユが集まって投網でもたくさんとれます。ですから、その辺は友釣りができるのではないかと。現在のところ、くり返しになりますが

3 川から淀川大堰までは漁業権がありません。ですから、離れてでも立入ることができます。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

淀川本川の大堰から、アユなどの釣りをやっている人はたくさんいるのですか。

紀平委員（淀川部会）

はい、漁業権はないですから、網でとろうが自由にできるのです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

8 ページ、9 ページのところ、前回、3 月 14 日の淀川部会でも、少し意見を申し上げて修正してもらったのですが、特に、水需要管理ということに関する部分で、意見を申し上げたいと思います。

3 月 30 日の第 9 回委員会でも、私は意見を申し上げたのですが、資料 1 - 2 で、委員会の中間とりまとめ案が出ております。実は水需要管理というのは、非常に基本的な理念転換の部分です。それが、そのようには実現されてなかったので、委員会でも私は意見を申し上げました。

それで実は、今日はこの 8 ページの「2 .流域整備の変革の理念」という項目のところに、2 - 1 と 2 - 2 と 2 つに分けて書いてあるのですが、2 - 1 の方は、先ほど榊屋委員がおっしゃったように、委員会の中間とりまとめ案と、もう殆ど同じです。

これでは駄目だと思います。というのは、水需要管理のことがここに入っていないからです。まず、この今日の案でいえば、2 - 1 の項目の 1 つに、この 9 ページの方の「(3) 利水」のすぐ下に、単なる資源でないことの認識を持つべきというようなことが書いてあります。これはまさに理念です。ここの部分を、8 ページの 2 - 1 に入れなくてはいけないと思います。それで、表現はこうしたらどうかと思います。水を資源としてのみとらえるということではいけない、生物の生存に必要な環境要素だという認識を持たなくてはいけないのだということを書いてはどうかと思います。これはまさに基本的な理念だと思います。

今までも何度かご意見を申し上げましたが、河川整備の問題点の大きな 1 つとして、やはり利水の部分では、水を人間が使う資源としてのみとらえたという点が大きな過ちであったと私は思っているのです。そういう点から、基本的な考え方の変革をしないといけないと思っています。その基本的な理念の変換は、今申し上げたように、水は単なる資源ではないのだ、水というものは人間だけではなく、あらゆる生物にとっての生存に必要な不可欠な環境要素であるという理念に変えなくてはいけないと思います。

それを具体化するものとして、例えば、この計画の基本的な考え方として、水需要管理という考え方を持ってこなくてはいけないので、重複しますが、2 - 1 の方に、そういう基本的な理念をきちっと書いて頂いて、それを具体化するものとして、この水需要管理というものが出てくると、論理的に明確にして欲しいと思います。

これは、委員会の中間とりまとめの基本的なところで書いて欲しいと思いますが、この部会のとりまとめにも、それを明確にして頂く必要があると思います。

水需要管理というのは、これは後から、また具体的な内容が17ページのところに詳しく出てきます。ここでまたご意見を申し上げますが、単なる節水というようなことにとどまるものではないのです。非常にこれはもう基本的なものですので、その辺を少し修正をすべきではないかというのが私の意見です。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そうしますと、これはむしろ意識を変えるということに入れて、それで、これの具体的な中身がここにある、さらに後の方にもあると、そのように変えるということです。これをちょっと工夫して、ここに1つつけ加えて、「人の意識の変革」のところに入れるといたしましょう。

紀平委員 (淀川部会)

今、寺田部会長が言われたことには全く同感で、私たちが淀川環境委員会で答申した「自然豊かな淀川をめざして」という資料の2ページに、「河川は人をふくむ全ての生物の共有財産」だと書いています。命の水です。そういう意味で、我々人間も他の動物も利用しているのです。飲み水を飲みに行くとか、或いは人間は、文明社会になって、利水、かんがい用水とか、いろいろな水道水の施設をつくり、みな(すべて)利用しているのです。

ですから、それ以前に、川というのは全ての生物の共有財産だということを、やはり根底に置いて欲しいなと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

私は寺田部会長のご意見に非常に賛成いたします。

それでもう1つ、ちょっと理念に戻るのですが、「人間中心の」というところは、とても西洋を意識した考え方だと思います。

実は、ちょっと意地悪な言い方をしたら、人間中心に思いっきり考えてみたらどうかと思います。そうしないと、他者との、生物との関係というのは、おそらく合理的にプロセスを踏んで理解していけないだろうとも考えられます。人間の際限のないような極めて狭い意味での利己の欲望、利己所有の欲望というのが問題であったのであって、人間そのものを、仏教でもそうですけど、ここでやはり考えていくということが必要になってきます。その時に、一体何が、一番不合理を起こす人間の中の問題だろうかということ、それに気がついていく方が1つはよいのではないかなと思います。

端的に、人間を徹底的に考えるということをした方が、むしろ具体的にプロセスを踏めるのではなと思います。現状がどうなってきたかということ、非常によくわかってくるのではなということも考えられます。

榎村委員 (淀川部会)

先ほどの水供給管理の話も大きな問題として、2-2というのが淀川部会として書かれたものとおっしゃったのですが、やはりこれは全体にかかるものになります。8、9ページは、非常に格調が高くてすばらしいことが書いてあると思ったのです。それで2-2というもの、全体でもよいのかなという気もしたことが1つ。

それから、川というのが人間だけではなく、いろいろな他の生物の生存に不可欠で、共有財産であるということは当然ですが、さらに私は、川というのは非常に大きな、地球上の水循環の中心的な役割を果たしていると思いますので、この場合は生物だけではなくて、地球上の水循環の中心的な役割というような、非常に大きな視点も、やはり入れた方がよいのではないかと思います。生物だけ、人間だけではなく、川も含めて大気の水蒸気も含めて、非常に大きな循環をしておりますので、そういうような位置付けをやはり書いておいた方が、環境を考える場合、いろいろなレベルの環境を考えられるのだということがあると思います。

それを、考えの変革なのか理念なのか、どこに書けばよいかわかりませんが、川と人との関わり、生物の関わりが、かなり小さく考えられてしまうので、まずはその大きなことを視点として書いておいた方がよいのではないかと思います。それが、地球上の非常に大きな連続性なのだというような視点が要ると思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どこに入れますか。或いは、例えば前文のところにそういうことを入れましょうか。水は循環の中心的役割を果たしていますということを、どこかに。

それから、「(4)利用」が、部会で要検討ということでしたが。

紀平委員 (淀川部会)

「(4)利用」ということで、「川へ人を集めることを促進するのか、抑制するのか」という話になっていますけれども、これは言葉足らずだと思います。

人を集めるという考え方が中心になると、造成してイベントをやってというような、つい、そのように思ってしまうのです。どうやってよいのでしょうか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

人が集まってくる、でしょうか。

紀平委員 (淀川部会)

集団で川に行ったり集めたりするのが、本来の河川敷ではないと思います。都市河川ですから、公園でイベントをされるのは、いろいろな要望もあってある程度やむを得ないのかなと思いますが、本来は、川に大挙して人が集まると汚れるのです。そうではなくて、川らしい川に、心をいやすためにというか、魚釣りもしたり、草野球もしたり、カヌーに乗って下ったりできる川であって欲しいと思うのです。「川へ人を集める」という言葉が異

様に感じられるのです。

川上委員（委員会・淀川部会）

ここについては、従来のように河川敷に施設をつくって人を集めることはやめようではないかという、作業部会の中での議論があったわけですが、ただ、ここにしっかりとした文章で書き込めるだけの意思統一ができておりませんで、こういう形になっております。

渡辺委員（淀川部会）

「(4) 利用」ですが、この問いかけが、理解できないのです。

何のために人を集めるのを促進するのかということも、問題になってくると思います。もしこういう問いがあれば、本来の川に戻すべき方向に逆行するような河川改修とか、例えば施設とかゴルフ場等を設置してまでも人を集めたりする必要はなく、あくまでも川を利用して、川本来の姿を川から学んだり、自然を理解して、自然に親しめるような形での人集めは抑制する必要があると、単純な形で答えを言うなら、こういうことになると思います。

ですから、この問いかけ自体にすごく大きな問題が含まれていますので、もう少し具体的な形での問いかけをしないと答えにくいのではないかと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

17 ページの一番下に「2) 利用」という項目があり、ここで考え方を述べております。

「これまでの無秩序で際限の無い河川利用が、川本来の機能を弱体化させてしまったことを踏まえ、今後は、「川本来の機能を発揮できる状態に戻す」を基本に、川で無ければできない利用（例えば、水とのふれあい、河原・原っぱ等を利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び（水泳・カヌー等））」と、具体的に書いております。

塚本委員（委員会・淀川部会）

ここは、嘉田委員が非常に熱心なところだと思います。というのは、暮らしの中で川との距離が近づくということが、一番自然だと思います。

子供が育つという中でも、暮らしと川との関係ですね、連続性がどうあるのかという意味では、暮らしの中で生活の中で、その不連続になった距離を、或いは遠のいた距離を近づける、近づくということが自然ではないかなと思います。

川の改修、よい改修とともに、川らしい姿に戻るのとともに、その距離が近づくという表現かと思います。

田中委員（淀川部会）

この促進とか抑制という言葉を使うと難しくなるので、2 つとも外して、もう少し幅がある書き方をした方がよいと思います。

今いろいろ意見が出ているように、やはり、川に親しんだり、川のよさを見たり、いろいろな形で川と接するという事は非常に大事なことです。そういうことも踏まえて、促進せよとか、或いは抑制せよというのは、ちょっと表現に無理が出てくると思いますので、これは使わない方がよいのではないかと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

これは作業部会で、実は議論する時間がなかったのです。それで、この部会で皆さま方の意見を聞きたいということでした。整備された川を使って欲しいということなのか、或いは使いたい人は勝手に使うのかという辺りについて、部会で議論してもらおうということだったと思います。

特に利用という面は、水面の利用と高水敷の利用とに分けて頂いて、水面の利用でも、この頃プレジャーボートといったものが非常に不適切な利用をされている場合もありますし、高水敷の場合でも、いわゆる河川敷公園的な利用を今後とも進めていくのか、或いはこの辺で切り替えていこうとするのかという議論を是非お願いして、まだ作業部会はこれから何回かありますので、その辺のご意見をお伺いしたいという意味だと思います。よろしくお願いします。

小竹委員（淀川部会）

どうも皆さまのお話は、真水の川のことばかりが中心になっています。

汽水域では、天神祭りがあり、花火大会があり、野球場から災害のヘリポートまで、利用の方向が幅広く、上流と下流でまるっきり違うわけです。ですから、この防災に対しても意見を出すのです。

長柄汽水域下流は、先ほどおっしゃった漁業権も確立しているし、西淀川区佃地区も江戸時代からの残っておりますし、十三地区でも物すごい大きなウナギもとれるような状況ですが、結局私どものところの都市河川、殊に前回申しました中之島の方にかけては、パリのセーヌ川のような意味での、大都会の人々にとって慰安の散歩道、いろいろな、石材の文化噴水を含めた、芸術を含んだものにしていきたいです。私は、学芸大学の卒業生の卒業作品を欄干に寄せられてはと願っています。レプリカでもよいから、その作品の手前にちゃんと銘板を入れてあげる。文化的といいますか、なにわの観光船もいろいろ計画しておられるようです。

私ども淀川ネイチャークラブが管理している長柄橋から阪急鉄橋にかけてのところは自然保護区でよいと思います。それで、モーターボートの利用地域を阪神国道から下へ持っていけばよいと思います。

皆さまのおっしゃる中間とりまとめの方向は賛成ですから、上流と下流でちょっと内容を変えていけばよいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

18ページの「高水敷き利用」というところをご覧頂きたいのですが、3行目、「なお、

グラウンド、運動公園等は、原則として堤内地で確保すべきであるが、多くの市民が利用しており、ニーズも強いことから堤内地での確保が難しい場合等は、当面ゾーニングにより整合をとっていくものとするが、あくまで暫定的に設置を行っているものであることを認識すべきである。」と、このように考えました。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

では、あまりこのところも、こだわっていてもなかなか前に進みませんから、利用のところは、今言われたようなところを盛り込んでちょっと書き直すということで、次に進みたいと思います。

11ページの「3.整備計画の基本的な視点」ということで、「3-1全般的な視点」、これは委員会の方の7ページ、8ページ辺りを、ちょっと要約して書きました。特にそれからあまり変えてはおりません。

この辺りで何かご意見はありますか。

田中委員(淀川部会)

この10ページの「(5)環境」のところですが、見落としているかもわからないのですが、河川法が改正されて、環境が非常クローズアップされているわけですが、流域沿いの河川に悪影響を与えている産業廃棄物とか、或いは野焼き、焼却場等の問題も、規制できるようなものを入れていって頂きたいなと思っております。

もう1点は、これは国土交通省の方にお聞きしたいのですが、国土交通省で管轄の河川で、何か河川保全条例みたいなものをつくっておられる河川はあるのでしょうか。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

何か今の質問についてご存じの方はいらっしゃいますか。

条例ですと自治体になりますね。

田中委員(淀川部会)

はい、そうです。自治体だけです。

国ではないですね。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

直轄河川区域では、少なくとも我々、今管理しているところではありません。ありますか、この会場の河川管理者の方。

ないようですね。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

わかりました。

では、今おっしゃったように、例えば産業廃棄物とか農薬を含めて、ここでもうちょっ

と基本的なことを入れることにしましょう。

次へ進みたいと思いますが、11ページ「3.整備計画の基本的な視点」の辺りはどうでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの小竹委員のご質問と、実は関係があります。この淀川水系流域委員会が大阪湾に責任を持つというような表現を、河口沿岸という言い方でとれないのかと考えています。

例えば、先ほどの紀平委員がおっしゃった、「自然豊かな淀川をめざして」の最終版「総論」の1ページで、真ん中のところでこれに足して欲しいと思うのは、沿岸海面への影響について責任を持つということを唱うことは姿勢をハッキリさせるという点で重要だと思うのです。淀川のあり方というのは、やはり小竹委員のおっしゃったように、沿岸海面へのつながりという点でいうと影響があるので、その辺をどう配慮するかということがあってしかるべきではないだろうかと思います。川だけ独立させてしまってよいのかなという気はしていたのです。個人的にそういう意見を申し上げようと思ったのですが、ちょうど話が出ましたので、言わせて頂きました。

それから、私は修正コメントの中では、利用の中に漁業を入れ、それから委員会の方に関しては、項目を立てて、漁業とまでは言わないですが、海面水域への責任を持てるような配慮が必要だというようなことをうたって欲しいということを書いていたはずですが、

これは希望として申し上げておきます。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

11ページ、12ページの辺りで何かご意見なければ、時間がなくなってしまったので、先に進みたいと思います。

12、13、14、15、16ページ、大分先の方にも関わっているいろいろと議論が進んでいますので、この辺で何かありますか。

紀平委員（淀川部会）

これはミスプリントかなと思いますが、16ページの3)の3つ目の項目で、「本来の河川が持っていた浅瀬の復活等により、外来魚が繁殖しやすい」となっているのは、在来魚ではないかと思いますが。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

これは「外来種が繁殖しやすい河川環境を改善」して、今のままでよいのではないのでしょうか。

紀平委員（淀川部会）

ああ、そうですね。しかし、文章が少し分かりにくい気がします。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

外来種が繁殖しにくいよう、とした方がよいでしょうね。

紀平委員（淀川部会）

そうですね、そのようにしてもらった方がよいと思います。浅いところは在来魚が増えるし、浅いところにはブラックバスは、鳥などの天敵がいてやってこないということですから。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

「しやすい環境」ではなくて、「しにくいように」ということにしましょうか。

紀平委員（淀川部会）

そうですね、「繁殖しにくい河川」とする方がわかりやすいですね。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

まだまだこの辺も、いろいろと書き足りないところや不十分なところが、たくさんあるのではないかと思います。

渡辺委員（淀川部会）

13ページが一番上の(2)ですが、「ダム堆砂対策として排砂を行う」とあります。本日の大戸川ダム、川上ダムの話の中で、下流へ砂を流す技術はあるのかと倉田委員がおっしゃった時に、河川管理者は「ある」と答えられましたが、この排砂は下流へ流すのですか。それとも流さずに、重機が何かで取り除いて他へ運んで土砂を捨てるといったようなことですか。ちょっとその辺が知りたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

両方あります。

ゲートをあけて下流に流しているダムもありますし、それから、貯水池の中にたまった土砂を、今おっしゃったみたいに重機で掘削して、それを他のところへ持っていっているというのもあります。

渡辺委員（淀川部会）

最近問題になったのは、取り敢えず、その砂を一挙にダムから下流へ流すということで、下流にいろいろな被害をもたらすということです。漁業もそうです。

それを心配したのが、いわゆる土砂の移動です。技術的に可能かというのを倉田委員が聞かれたのは、徐々に流すというような形がとられるならばわかるのですが、いわゆる、今の(2)の中で、ダム堆砂対策として排砂を行う場合に一挙に砂を流されたら、心配が残るということです。ですから、その辺をはっきり明示しないといけないと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ダムの堆砂対策としての排砂を行う、そういったことを対応すべきであるという方向性を書いてあるのですが、今のところで何かご意見はございますか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

今の件は、今本委員がいらっしゃるので、作業部会で工夫して頂けると思います。書き方を工夫すれば、十分うまく書けると思います。確かにこのままでは、誤解を招く表現ですのでいけません。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

もうちょっと誤解を与えないような表現にするということですね。

田中委員 (淀川部会)

「下流に影響を与えないような」という表現はどうですか。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そうですね。下流に悪影響を与えないような、そういうことも一応考えた上ではということですね。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

16 ページの「景観の保全」というのがあります。川とか自然に復元しようという場合は「風景」ではないですか。風土 1000 年、風景 100 年、景観 30 年か 10 年かと、割と通常言われているのですね。ですから、私は、川らしい「風景景観」という言葉の方がよいのではないかなと思います。

というのは、橋でしたら、例えば都市の中である場合は、町の建物とか、町の構造物との関係とかがあるのですけども、景観論というのはいろいろありまして、むしろ風景から、もう一度基本的なところを景観に入っていく方がというのは、個人的にはあります。例えば、3 川合流のあの辺に川をまたぐ巨大な道路が一気にできたら、風景としては非常に変わります。やはり多くの人たちが生きていく中で、いい認識が持てる風景というのはとても大事です。そういう意味では、景観は割と各論になるのですけども、「風景景観」と入れてもらえる方がよいのではないかなと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そのようにいたしましょう。

有馬委員 (淀川部会)

14 ページですが、治水の考え方の表があります。その上の 4 行に、「次いで、河川の中

の施設の撤去や改善、必要な箇所には新設」とあります。今あるダムは全て必要ですよ。これは必要の意味が違うような気がするのです。どれもこれも皆必要なのだけど、何か表現をちょっと考えて欲しいなと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

わかりました。ちょっとこれは表現が舌足らずのところがあります。ちょっと短く書き過ぎているところもあります。

それから、ミスプリントですが、13 ページの基本的な考え方の「自然の驚異」というのは「脅威」です。この辺には基本的な考え方ということで、水害防止には限界がありますというようなことを言っています。

山本委員（淀川部会）

13 ページの真ん中くらいですが、「壊滅的な被害を防ぐことを優先に進める考え方に転換すべき」とあります。ずっと部会でも話し合われてきているのですが、壊滅的な被害とは何かというのがやはり明示されるべきだと思います。この中間とりまとめに入れるのではなくて、河川管理者の側からそういうのが明示されるべきだと思います。

それと、その下ですが、「場所ごとの緊急性、重要性等に配慮することが重要」とあり、「対策金額の大きさ等」とあります。ハードにかかるお金と、例えば補償をする金額を天秤にかけて、金額の多寡で決定されることがないように望みたいと思います。補償すれば済むのかとかいった問題です。そういった 20 世紀的な考え方は変わってきていると思います。何か大きな問題になってしまうのですが、そういったことには配慮するべきだと、うまく書いて頂けないかなと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今の壊滅的な被害のところは、委員会の中間とりまとめには、人命が損なわれないとか、家屋とかいった資産の損失は可能な限り少なくする、というようなことが具体的に書いてあるわけですが、そういうことを入れればよいのではないかと思います。

それと、もう一つは、今おっしゃった「対策金額の大きさ」というのは、結局、被害との兼ね合いということになるのでしょうか。ですから、総合的にこういうのを判断するということになるのでしょうか。その辺はそういった表現を工夫したいと思います。

では、17 ページの「利水・利用」の辺りに入りたいと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

先ほど申し上げた水需要管理の部分でちょっとご意見を申し上げます。17 ページの「利水」の で詳しく書いて頂いているのですが、誤解がないように申し上げたいと思います。

の項目の 3 番目のところに、「水需要管理」では」というところからの部分です。その文章の中に、「総合的な利水を前提とする」とありますが、総合利水というものと水需要管理は実は違うのです。矛盾するのです。

総合利水というのは以前から言われているものであって、このような視点からむしろ脱却しなくてはいけないということです。まず需要があって、それを前提にしています。その需要も、いろいろな需要を積み重ねた総需要量を想定して、それに合わせて、供給側がいろいろな施設、ダムや堰をつくっていったわけです。

水需要管理というのは、そうではありません。まず利用できる水の量、利水として使える水の量が河川ごとに決まっているわけです。それは、環境的要素からももちろん決まってくるわけです。要するに大事な点は、使える水の量というものがまずあって、それに対して需要をどう管理していくかということです。その中には、大きなものとして、節水というものももちろん入ってきます。ですから、水需要管理の考え方は、ここに書いてある文章からいくとちょっと混乱が生じますので、少し修正をしないとイケないだろうと思います。

その下に、水需要管理は以下の3つによって行うということで、「予測」というものが入ってきます。ここも、従来の需要予測からの脱却が必要で、これを「科学的な手法・論拠に基づき予測を行う」と書いてあります。言葉としては別に間違いでないのですが、ちょっとよくわかりません。こう変えべきという点をもっとよくわかるように、簡単な言葉でわかりやすく書いた方がよいだろうと思います。従来のような、必要があるから、需要があるからという、しかもその需要予測が将来の大きな成長を前提にした予測だったから問題になっていたので、そういうものを今後どう変えていくのかがわかるように、表現を修正して頂いた方がよいのではないかと思います。

この水需要管理に関しては、前回の委員会でも申し上げたのですが、参考になる論文がありますから、また委員の皆さまには配付をさせてもらいたいと思っております。

田中委員（淀川部会）

今の寺田部会長の意見に関連することです。水野調査官がおられたら聞きたいと思っていたのですが、水道事業者等が必要と言えばダムはつくる、必要でないということになればダムはつukらないというようなコメントを、前々回の委員会の後で新聞記事にも出しておられました。例えば利水だけのダムというのはあまりないと私は思っていますが、もしこの言葉を借りれば、先ほどから問題になっている多目的ダムも含めて、必要ないという方向で判断したらよいのでしょうか。今日は水野河川調査官はおられないのですが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

水野の後任の村井です。多目的ダムですから、利水の部分と治水の部分やその他の部分があります。利水のためのダムでしたら、間違いなく、今までのスタイルとしては、利水者、水道事業者が必要だと言われればつくる必要性が出てくるということです。ただ、ごく僅かに利水だけのダムが、農業用では結構あるのですが、あることはあります。多目的ダムの場合は、利水目的だけではないです。ですから、利水がなくなったからダムはつukらないというのは、ある一面、正しいところもあるのですが、治水の目的が残っていれば、

ストレートに「つぐらない」ということにつながっていくわけではないです。

ただ、そういう治水と利水でアロケーションをして、B/C(費用対効果)なり何なりということをやっていきますので、その片方がもしも本当になくなってしまったら、事業として成り立つのかというような議論というのは、別途あると思います。

田中委員(淀川部会)

つまり、利水の水道業者による要望がなければつぐらないということになれば、治水、或いは他の機能のダムが、軽視されることとなります。水道業者による要望がなければ造れないというのであれば多目的、とりわけ治水はもう必要ないという事にもなります。そんな安易なものではないかと私自身は考えていたものですから、その辺は、今日ちょっと水野河川調査官にお聞きしたかったということです。

有馬委員(淀川部会)

ちょっと前のページに戻って、16ページで、「6)多様な主体が参加する河川モニタリングの実施・継続」とあります。次の行ですが、「モニタリングする仕組みをつくる」とありますが、すでにモニタリングの仕組みはあるはずで、あるけども働いてない状態で、むしろ、これは「強化する」くらいにして頂きたいなと思います。

梶屋部会長代理(委員会・淀川部会)

はい、わかりました。

山本委員(淀川部会)

今のことに関連しているのですが、住民の立場からいうと、モニタリングされていても、現状ではまだ足りない、不足しているといえます。それで、川上委員のような方々が民でやっておられるわけです。

隣の17ページにもあるのですが、汚濁物質や微量有害物質についても、流入管理が適切に行われると書いてあります。この間、河川管理者の方から出ていました資料でも、今後は、例えばダイオキシン等も、水中の調査、モニタリングを行っていくということが書いてありました。紀平委員の方から再々出ています、底質が今非常に悪いとおっしゃっていて、底質のダイオキシン値は出ているのですが、それに対する基準というものが無い状態であるというようなことをお聞きしています。そういった、まだ基準がないものも学術的に、科学的に知見が出るように働きかけて頂くような努力も必要なのではないかと思えます。そういったことも求めたいと思えます。

荻野委員(淀川部会)

17ページの利水のことに關してですが、これは、ちゃんと書いてあるという気もするのですが、1つよくわからないのが、「科学的な手法・論拠に基づいて予測を行う」とか、「水の配分は見直す等過去の経緯にとらわれず」云々ですが、例えば、農業用水慣行水利権に

ついでには実は、河川管理者に取っても農業用水の需要実態はよくわからないということですね。取水点の数量だけは把握していますが、どのような使われ方をしている、どのような実態になっているのかよくわからないのだ、というお話をお聞きしました。河川管理者でさえわからないものに対して、難しいことを言っているのです。

一体だれがどのようにやるのかという、できるはずがないようなことを書くのも何か変かなあという気もするのです。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

その辺は、そこまでいろいろ議論してきちんとしたということではなくて、やはりこういうことははっきりしないといけないというくらいの内容にしています。その辺はどうしたらよいでしょうか。

荻野委員（淀川部会）

項目をあげておくというのは非常に大事ですから、項目をあげておいて頂くという形でどうでしょうか。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

利用の実態はわかってないから、やはりそれははっきりしてもらわないといけないのではないかという話が1つです。それと、実態を把握して、おかしければ直すということが必要ではないかなという議論をした上で、こういう書き方になったのです。

荻野委員（淀川部会）

これまで何十年かけて河川管理者にとってもわからなかったことですから、非常に難しいことですね。ここに突破口があるのだというようなことが書ければよいと思いますが、非常に難しいと思いますが。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

そこまで考えた上で書いたわけではないのですが。

荻野委員（淀川部会）

利水に関しては、また私もコメントを書かせて頂きます。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

貴重な意見をありがとうございました。

まだ他に、ご意見もたくさんあるかと思いますが、そろそろ次に移りたいと思います。河川レンジャー、それから河川流域センターです。河川レンジャーの必要性、背景というようなことと、その拠点として流域センターを設けたらどうかという提案をさせて頂いています。

荻野委員 (淀川部会)

口火だけ切らせて頂きたいと思います。

河川レンジャーと流域センターを、記述をひっくり返して、先に河川センターがあって、その中に河川レンジャーという主な仕事がありますという書き方だとわかりやすいと思います。これが 1 点です。

その時に、流域センターというのは、行政体ではなくて NPO であるというのですから、もう少しはっきりと内容を書いたらどうかと思います。市民のボランティアだけではなくて、はっきりと、例えば NPO 淀川流域センターというような形ではっきりと書くと、ああ、なるほど、この流域委員会はこういうことを目指しているのだということがよくわかってよいのではないかと思います。

他の川でこういうことがあるかどうかわからないのですが、進んだよい考え方ではないかと考えています。要するに、行政と住民との間すなわち、河川管理者と一般住民との対立的な関係に、その間を調整するような NPO の団体で、そのスタッフは、ボランティアでなくちゃんと給料がもらえるという、団体組織をつくるということですから、おもしろいのではないかと思います。

単なるボランティアの活動を束ねたようなものではなく、もっとはっきりとした目標と組織を持った、法的な権限をもった団体として、もう少し踏み込んで書いてもよいと思います。

それから、もう一つ私が言いたいのは税金の使い方です。淀川工事事務所、或いは近畿地方整備局なりで、淀川の整備事業をします。その事業費はもちろん淀川の管理者として使うのですが、行政が全部使うのではなくて、こういう NPO 団体に何%かを回すというような仕組みすなわち、財政的な裏づけをきちりとつくっておかないと、こういう団体というのはなかなか運営ができません。税金の使い方として、行政から外に向かって出すお金の使い方もあると思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今の部分は、前回私も荻野委員と同じようなことを申し上げたと思います。前回は河川レンジャーということで、センターというところまでは具体的に出てなかったと思いますが、今回は流域センターということです。

レンジャーやセンターの発想を具体的に言っているのは当部会だけで、他の部会では全く言及されてなかったのです。それで、委員会の方では、これは全ての部会に通じることで非常に大事なことから、淀川部会の方で詳しく書いて下さい、そしてそれを委員会でも取り込みましょうということになっていたので、かなり詳しく書いて頂いたと思います。

項目が非常にたくさんになったのですが、基本的なところは、今、荻野委員が言われたように、やはり NGO なり NPO なりにそういう役割を担わせるということが非常に大事だと思います。行政は、支援に徹するべきだということ、それから、そういう組織がきちっとした法的裏づけを持って、一定の権限というものをきちっと持つ、それから、財政的裏づ

けを持つということが非常に大事だということです。

センターとレンジャーの関係をどうするかということについても、いろいろ考え方があ
ると思います。その一機構にするのか構成員にするのか、いろいろ権限があるうち、レン
ジャーが担うべき部分はどの部分か、いろいろあると思います。

全体的なものとしては、今申し上げたような、権限を持った自主的な団体としてのセン
ターをきちっとつくるということです。そうして、行政が支援に徹してやる、財政的な裏
づけをきちっと持てるようにするというような性格づけをはっきりお書きになって、あと、
こういうようなことをやったらどうかという提言の部分をいろいろお書きになったらわか
りやすいのではないかと思います。

小竹委員（淀川部会）

私の個人的な考えからしますと、まず、レンジャーの分は、常勤の部分と非常勤の部分
があります。常勤のところへは、鉄道警察隊のような権限を持った人、更に地域に明るい
活動的な人も必要です。それに、いろいろな土木工事を伴うような工作機械、通信、輸送
を含めた、施設をセンター的なところに集める、ある程度の人が必要です。予備軍として
は非常勤の、NPO とか社会人には平生は待機してもらって、別に月給はなしでも、いざと
いう時に出来る任命でいけるとと思います。専任として活動する部分は、最初から申しま
すように、各自治体の権限が横暴になるのでなしに、淀川水系全体に共通して展開でき
るような、今寺田部会長が言って頂いたような、スクラムを組んだ形で展開していく方がよ
いのではないかと思います。

1 つのモデルとしては、前回に申しました、大阪市淀川区の場合は木川南小学校が、ち
ょうど枚方と同じように河川に近いところにあります。そこで、いわゆる休日診療所、医
師会も入り、小学校はそのまま存続させる、全体として小学校の敷地を使えば土地代は要
らないわけです。私なりにには大阪市の教育委員会とも相談していますし、大阪府警も意見
的には賛成の形です。一遍にはならないでしょうけど、段階的に少しずつ積み上げて市民
参加の流域管理のモデルケースとして展開できればと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

技術というものは、私は手段だと思っていたのです。ときに、ものの本質、根幹を知る
といった飛躍があるのですね。そういう意味では、試みとして、研究機関、或いは教育機
関の本格的なものをつくってよいのではないかなと思います。

ここは、ある意味では新しいものが生まれるだろうと思います。そういうものがなけれ
ば、そのセンターというものは、なかなか本当の意味で力を発揮できないのではないのか
なと思います。或いは、そういうことを学者や研究者も一緒になってやっていけるような
ところをつくってというのがまずあって、というところで。

それで、先ほど NPO と言われましたけども、実は、地域住民の方たちと NPO がどうい
う関係を持てるかというのが大変に重要で大きなテーマですよ、おっしゃる通りね。です
から私は、5 年くらいの一つの試みとしてやっていくというのがよいと思います。もし 5 年

でうまくいっても、組織というのは、10年くらいたてばかなり低下を始めるので、そのくらいの時間スケールで考えたらどうかなあとと思います。

榎村委員（淀川部会）

今のことに関連しますが、20ページの「計画推進にあたって」ということで、「(1)流域管理のあり方」と書いています。普通に読むと、流域管理のあり方というのはもっと大きなことをイメージするのですが、これは、具体的には市民参加による流域管理のあり方を書いておられるので、「市民参加による流域管理のあり方」と書いて述べた方がよいのではないかと思います。その中で、パートナーシップとか流域センターの中身とか、いろいろ出てくるのではないかと思います。

そうしますと、22ページのところに、「(3)実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理」というのがあります。そして「(5)総合的な流域施策の推進」というのがあります。この(3)と(5)は、大変大きな考え方の項目で、どちらかという行政に関わることではないかと思います。この「河川に関する意識改革、教育」というのは、今の「住民参加による」というところに関わるとは思いますけど、(3)と(5)はどちらかという行政に関わるとは思いますので、後ろにひっつけて持ってくるか、或いは違った項目立てにした方がよいのではないかと思います。「実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理」ということを、例えば住民参加でやるならば構わないのですが、これもどのようにするかということも関わるとは思います。(3)と(5)をひっつけて違う項目にするか、或いは後ろに2つひっつけた方がよいのではないかと思います。

田中委員（淀川部会）

20ページの「4.計画策定、推進のあり方」の「(3)事業の進め方」のところに、市民参加、或いは開かれた河川行政ということになれば、やはり「情報公開の推進」というのを一言入れて頂ければありがたいなと思います。

紀平委員（淀川部会）

環境面から考えれば、今一番問題なのは河床低下です。これは、ダムの影響で土砂の供給がなくなる、或いは高水敷ができて、乾燥化が起こって、川らしさがなくなってきたということです。要するに、河床低下が一番大きな問題です。治水面にとっては、どんどん河床が下がっていく方がよいわけです。安全になりますから。利水面にとっても、施設をつくり直せばそれでよいのです。しかし、環境面では、そうはいきません。河床低下をどうすることもできません。自然の状態、本来ダムがなく、土砂が自然に供給される中で徐々に変化していく、動的な生態系、動的な河川の変化の中で生態系が動的に進化していくという、これが自然な姿です。ダムがあって土砂が供給されなくなりました。特に河床低下は、今淀川でも、生物にとったら本当に大変な問題点です。

ですから、今こういうことを決めても、この現在の河床でどうしたらよいかと考えるのが、将来どれくらい河床が下がるのかを知らないとな案が出せないという感じもするのです。

例えば、宇治川では、下流域の向島の辺り、先ほどヨシの話が出ていましたが、かなり河床低下が起きている。それから淀川本川も、楠葉とか鶴殿も河床低下が起きます。さらに言えば、淀川本川では砂利採取という問題があります。これからどんどん河床低下が進みます。ですから、今考えた案が実際に実施される10年後にはもっと河床低下が起きているかも知れません。

今こうやって会議をしているのが、ときどきむなしくなってくるのです。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

むなしくならないように、中身をどうしたらよいかというのを教えて頂きたいと思いません。

紀平委員(淀川部会)

去年と今年、楠葉で毎日のように調査をしていますが、どんどん河床が下がっているのです。これは、一体どうしたらよいのか、どこへ言ったらよいのかという気がしてなりません。これが私の現在の気持ちです。

ですから、やれるところからやって頂くということも必要だと思いますが、2、3年くらい先を見てやるとか、或いは、河床が将来どうなるのかというのがはっきりすれば、将来のことも考えたらよいと思います。

河川敷、高水敷の利用についてもいろいろ話し合いをしているけれども、少年野球のために使わせて欲しいといった、一部の声が強くなっています。現にここにも資料がありますが、各市町村から河川敷を利用させてくれという申請書が出ています。河川敷の利用を一カ所認めると次々に認めることになっていきます。本当にこれでよいのかと、もうそういう気持ちでいっぱいです。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

もう時間も迫ってまいりましたので、この辺で意見交換は打ち切りにします。実は部会終了後、作業部会を実施するという事になっておりますので、作業部会のメンバー以外の方でも、是非参加して意見を述べたいという方は参加して頂いて、是非このまとめ方の中身についてご意見を頂きたいと思いません。ひとつよろしくお願いいたします。

榊屋部会長代理(委員会・淀川部会)

次に進めたいと思いませんけれども、一般の方々からの意見ということで、意見を述べて頂きたいと思いませんが、どなたかありますでしょうか。

傍聴者()

初めまして。 と申します。

です。若輩者ではございますが、一言マイクをお借り

いたします。かつてはツアーコンダクターとして世界中まわらせて頂き、現在大阪に住んで 1 年になります。先生方がおっしゃられたように、地球温暖化に伴い、自然環境が破壊されていってる現状です。

その中において、住民一人一人のモラルやマナー、エチケットが最も大切であるかと思えます。人体の 80% は、水で出来ていると言われております。私も水が大好きで、1 日 2 ℓ 以上飲んでおります (私なりに工夫して水を飲んでます)

さて、皆さま、自然は 2 度と蘇りません。自然と人間との調和、開発と自然維持、永遠のテーマかと思われませんが、私も頑張りますので皆さまお体無理せずゆっくり、急いでがんばって下さい。

傍聴者 (枚方市役所 理事 大橋謙一)

枚方市の大橋です。

14 ページの治水の考え方に関する表ですが、前回の部会でもこの表について説明がなかったということで、ご意見を申し上げたのですが、今回も残念ながらご説明がありませんでした。「新規立地の制限」、「土地利用の制限」、「危険地からの移転を可能とする法制度の整備」、こういった点について、「まず行うべき」が「新規立地の制限」だという書き方については、慎重に、筋の通った書き方が必要なのではないかと考えています。

枚方市ハザードマップは整備されていますが、ハザードマップでは破堤の危険箇所が特定されているわけではありませんし、ハザードマップをもって新規立地の制限をしるということであれば、それは殆ど不可能に近いです。そういう意味で、今言った 3 点の項目については、「まず行うべき」、「次いで」という書き方については、作業部会で再度改めてご検討を頂きたいと思えます。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

他に本日おいでの方から何か意見発表はありませんか。ないようでしたら、次、その他の事項の方にまいります。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

中間とりまとめ案に対して、いろいろご意見を出して頂きましてありがとうございました。

来週の合同勉強会では、他の部会の議論を発表しあうということですので、この部会で議論が残っているということがあれば、是非その時にまた意見を出して頂きたいと思えます。

最後に時間を頂きまして、中間とりまとめができた後のことについて、少々お諮りをしたいと思います。資料 3 をご覧頂きたいと思えます。スケジュールは 4 月 26 日の第 10 回委員会での中間とりまとめというところで終わっています。5 月以降の部会なり委員会の予定は一応月に 1 度程度の予定は入れてありましたが、具体的にどういうことを行う必要

があるか、それから、日時も決める必要があります。

淀川部会と委員会をあわせますと月に 3 回、多い時は 4 回くらいになっている時もあります。作業部会をやっておられる委員はもっと大変な状況です。中間とりまとめを出せば少し息がつけるかなという気持ちも実はありましたが、そうでもないのです。

淀川水系流域委員会は、検討状況を徹底した情報公開と住民参加ということを基本にしてこれまでもやってまいりました。この中間とりまとめについても、流域委員会としての一定の検討結果というものを公表するわけです。もちろん、これをもとにして、今度は河川管理者の方が河川整備計画の原案をつくるという作業に入られるわけですが、委員会と各部会を含めた中間とりまとめが出れば、これに対する各界の意見を十分に聞いておく必要があるだろうと思います。

ですから、やはり委員会の中間とりまとめを出した後、特に具体的な内容についての意見を詳細に、きめ細かくお聴きする必要があるのではないかと私は考えています。できれば 5 月から 6 月くらいまでの間に、そういう作業を是非行っていきたくと思っています。どういう形で、どういうことをやっていくかということ、今日ここで議論する時間はありませんので、恐縮ですが、5 月初めくらいに委員による検討会を開催して、今後部会をどのように進めるか、どういう時期に何を作業としてやっていくかについての話し合いを行わせて頂きたいと思っています。そこで開催する時期や、また住民の方々からいろいろご意見をお聞きするとして、どのような方式で、どの程度の回数できるのかとかいうことを、皆さまで決めていきたくと思っています。

先ほど、庶務と榎屋部会長代理と私でいつ頃にしようかと相談をしております、これは提案ですが、5 月 11 日の土曜日の午前中に、5 月以降の部会の活動としてどういうことをやっていくかを相談するための検討会を持ちたいと思っています。時間は 2 時間以内、午前中で終わるようにと考えています。

5 月 11 日というのは、その翌週の 5 月 15 日に委員会が予定されていますから、それまでに部会としての、この中間とりまとめ以後の活動の仕方についての検討をしておいた方がよいのではないかと思います、5 月 11 日に短時間で検討会を開催させてもらいたいということをご提案しました。もしご意見があればお聞きをしたいのですが、いかがでしょうか。

特別、反対がなければ、決めたいと思います。ただ、委員の方でご都合がよい方、悪い方、いらっしゃると思いますが、この日はどうしても駄目だという委員の方はいらっしゃいますか。一応、こういう会を予定しているということで、ご了解を頂きたいと思います。

それでは、5 月以降のことは、是非検討させてもらいたいと思います。

今日は 5 時半までということでしたが、既に 15 分オーバーいたしました。熱心な議論をして頂き、また、いつものことながら、たくさんの方に傍聴、ご指摘頂きましてありがとうございました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、引き続き、この後、作業部会を開催しますが、先ほど榎屋部会長代理の方からご提案があったように、参加頂ける方は 18 時に玄関の前に集合頂ければ、私どもでご案

内させていただきます。

また、本日の資料 2 等につきまして、ご意見等ありましたら、常時ファクス、メール等で庶務までご意見を頂ければと思います。

それでは、長時間どうもありがとうございました。これにて、淀川水系流域委員会の第 14 回淀川部会を終了させて頂きたいと思えます。

どうもありがとうございました。

以上